

# 平安京の石製鎧具とその生産

平尾 政幸

## 1. はじめに

鎧帶は奈良時代から平安時代初期を通じて官人の身分序列を視覚化する用具のひとつであり、また後代には性格の変化や形骸化の方向をたどりつつも、現代にいたるまで伝統儀礼や式典の服飾あるいは楽装束などのなかに命脈を保ち続けている。各時代の史料に鎧帶や石帶が少なからず現れるのは、この長期にわたる存続期間や、その時に賦与されていた特殊な性格の反映であろうか。一方、考古資料としての鎧帶関連遺物も全国の遺跡から多数出土し、近年の発掘調査等による資料の増加には著しいものがある。各地域での資料の集成や研究も進み、その成果をまとめた論考も多数発表されている。鎧帶研究の主題は多様であるが、各論考によく取り上げられているのは、鎧具の規格と官位との関連、銅から石への素材の転換とその時期などの問題であり、また多くの調査報告書でもこれらの論考の成果に基づいた遺構・遺物の年代観や遺跡に対する評価が行われている。しかしながら、鎧具の大きさや数、材質、色調などと、それを着用する官人の位階との関連や、その変遷などについては依然として未解決の課題も多く残されている。

平安京やその周辺でも、ここ25年ほどにわたる調査により鎧帶関連遺物が多数出土しているが、特に近年その数が著しく増加した。これらの中には既に報告されているものもあるが、概報などでは省略されている場合もあり、これまで平安京の鎧帶関連遺物を全体的に検討するには至らなかった。本稿では、このような現状を踏まえ、まず現段階での平安京跡出土の鎧帶に関する遺物をできる限り集成し、平安時代の鎧具、特に石製鎧具の意義やその生産を中心に考察を試みることにしたい。<sup>(1)</sup>

## 2. 平安京出土の鎧具

さて、2000年12月時点での集成では、平安京およびその周辺の65遺跡出土の鎧帶関連遺物を確認し、その総点数は211点になる。<sup>(2)</sup> 65箇所の出土遺跡の内訳は、平安宮3箇所、左京27箇所、右京31箇所、京近郊4箇所である。平安宮に対して平安京城での出土事例が圧倒的に多い点は注目されるが、右京での事例が左京に比べ多いのは、右京では一般的に石製鎧具が出土することの多い、10世紀以前の遺跡が良く保存されていることによる見かけの現象と思われ、出土点数を見れば、現状ではむしろ左京の方が右京をしのいでいる。

65箇所の遺跡のうち一箇所から複数で出土したのは24箇所〔2点-10箇所・3点-6箇所・4点-4箇所・5点-2箇

表1 地域別の出土点数

	地点数	点数	比率
平安宮	3	3	1.4%
右京	31	57	27.0%
左京	27	147	69.7%
京外	4	4	1.9%
計	65	211	100.0%

所・39点・1箇所・67点・1箇所]で、他の41箇所では全て1点のみの出土である。1箇所としては特異的ともいえる67点が出土した左京八条三坊七町(L22)や39点出土の左京六条三坊八町(L16)は、石帶を製造した工房に関係する遺跡と見られ、完成品のほか未製品や石材と思われる、加工痕を残す石材が多数ある。またこの2箇所のほかにも未製品や石材が、宮内1箇所、京内の5箇所で出土している。以下では、まずこれらの出土状況やその内容について検討して行こう。

### A 出土状況

平安京とその周辺から出土した鎧帶関連遺物を出土遺構との関連が明確なものについて、遺構の種類別にみると、未製品や石材を除いた118点のうち、建物柱穴5例・井戸6例・土壙15例・池または湿地5例・溝(川跡含む)46例・包含層40例となっている。事例数では溝や川、包含層からの出土例が多く、土壙がそれに次ぎ、他は少ない。墳墓からの出土例もなく<sup>(3)</sup>、いまのところ出土傾向が指摘できるほどのものではない。また、多くの事例で土器類などとともに廃棄されたような状態で出土しており、特殊な出土状況が確認できた例は非常に少ない。したがってここでは個々の出土状況は記載しないが、右京三条二坊五町(R11)と右京六条一坊十一町(R24)の2例について簡単にふれておくことにする。

**右京三条二坊五町** 右京三条二坊ではこれまでに多数の発掘や立会い調査が実施されており、平安時代前半期の遺構・遺物が検出されている。溝や川、柵などで区切られた町が多いことや、検出している建物にもあまり規模の大きなものがないことから中・小規模の宅地で構成された地域であったらしい。五町は姉小路に南接する宅地であるが、ここでも溝や柵の区画の中に建物や井戸が配置された小規模な宅地を検出した。<sup>(4)</sup>鎧具は、姉小路沿いの2戸主程度の面積を持った宅地に建てられた2×4間の東西棟掘立柱建物SB03の二つの柱穴(図1A・B)の柱掘形から1点ずつと、付近の包含層(×印)から1点の計3点が出土した。いずれも石製の巡方である。さらにこの建物の南側柱列の延長上西側に位置する小ピット(C)から隆平永寶が3点出土した。ただし、このピットの位置はSB03と重複している2×3間の南北棟SB05の西側柱列とも揃い、位置関係からどちらの建物と関連するかは断定できない。

**右京六条一坊十一町** 右京六条一坊は市街地再開発事業を契機として、平安京跡としては広域の発掘調査が継続的に行われている地域である。

表2 点数と事例数

点数	事例数
1	41
2	10
3	6
4	4
5	2
39*	1
67	1

\*他に細片が多数ある

表3 遺構の種類

遺構の種類	点数	比率
溝	46	39.0%
井戸	6	5.1%
土壙	15	12.7%
柱穴・Pit	4	3.4%
道路	2	1.7%
池・湿地	5	4.2%
包含層	40	33.9%
計	118*	100.0%

\*未製品・石材を除く

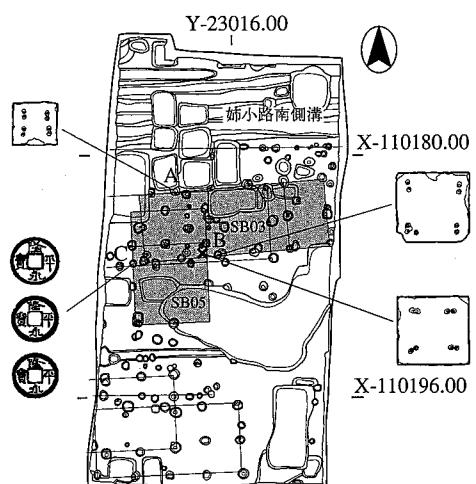


図1 右京三条三坊五町遺物出土地点

1988年から翌年にかけ五町で実施した調査(第1・2次)では、五町全域を占め、寝殿造りの先駆的な形態とみられる建物配置をとる平安時代前期の邸宅跡を発見している。<sup>(5)</sup>

また、この五町と皇嘉門大路を隔てる西側の十一、十二、十三、十四町で実施したその後の調査でも西櫛筈小路、楊梅小路など条坊に関連する遺構や掘立柱建物、井戸、溝など平安時代の遺構を多数検出している。建物や井戸の位置関係、町を区画する溝・柵などの配置から、これら皇嘉門大路以西の町は五町のように1町を占有した邸宅とは異なり、主に1／4町程度の宅地があったことが明らかになりつつある。

ここで述べる例は、十一町北部で検出した井戸SE155のものである。<sup>(7)</sup> この井戸は十一町の中央やや北西寄りに位置するが、付近は工場施設の基礎跡などによって著しく破壊されており、建物など、この宅地に伴う他の遺構はほとんど検出できなかった。ただ周辺での調査結果を含めると、この宅地についても隣接する宅地同様に1／4町程の規模が想定できる。

井戸SE155の木枠そのものは腐蝕し、ほとんど残存していなかったが、周囲の壁に明瞭に残った痕跡から井籠組の構造が復元できた。底部には長径15cm前後の川原石が敷き詰められ、底部ほぼ中央の敷石の下から白色の石製丸鞆が出土した。石敷より上部の堆積土には土器類が多数含まれていたが、下部からはこれ以外の遺物は出土していないこと、丸鞆の位置が完全に石の裏側にあり、またほぼ水平で表面を上にした状態であったことから石敷の隙間から落ち込んだものではなく、底部に石を敷く段階で置かれたものと推測できる。

以上の2例が出土状況から見て意識的な埋設の可能性を示す例としてあげられる。これらは鎧具が偶然に遺構に混入した結果とは言い難く、そこに何らかの意味を求めるべきであろう。前者の場合は地鎮めに関連するケースとして、後者では井戸の祭祀に供されたものと理解でき得るのか。類例が少なく祭祀の内容はにわかには判断できないが、鎧具が祭祀具として転用された可能性を示す資料として留意しておく必要はあるだろう。結論を出すには出土事例の増加を待つしかないが、ただ、いまのところこれらが占める割合は全事例の約3%とわずかである。この比率から見る限りにおいては平安京やその近郊では、鎧具が何らかの目的を持ち埋納された一言い換えればある種の祭祀具として使用されたことは否定できないにしろ非常に希であったと言わざるを得ない。さらに付言すると、工房跡のような特殊な例を除けば個々の出土量も散発的で、一条の帶として復元できるような出土例はこれまでのところ皆無である。

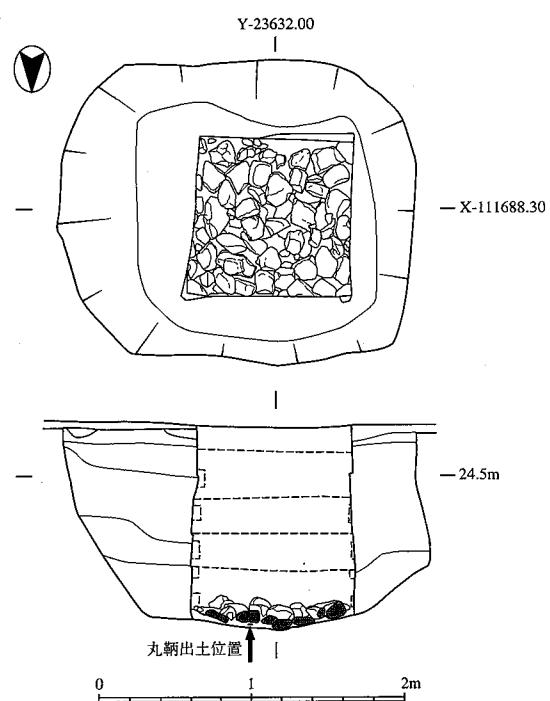


図2 右京六条一坊十一町SE155

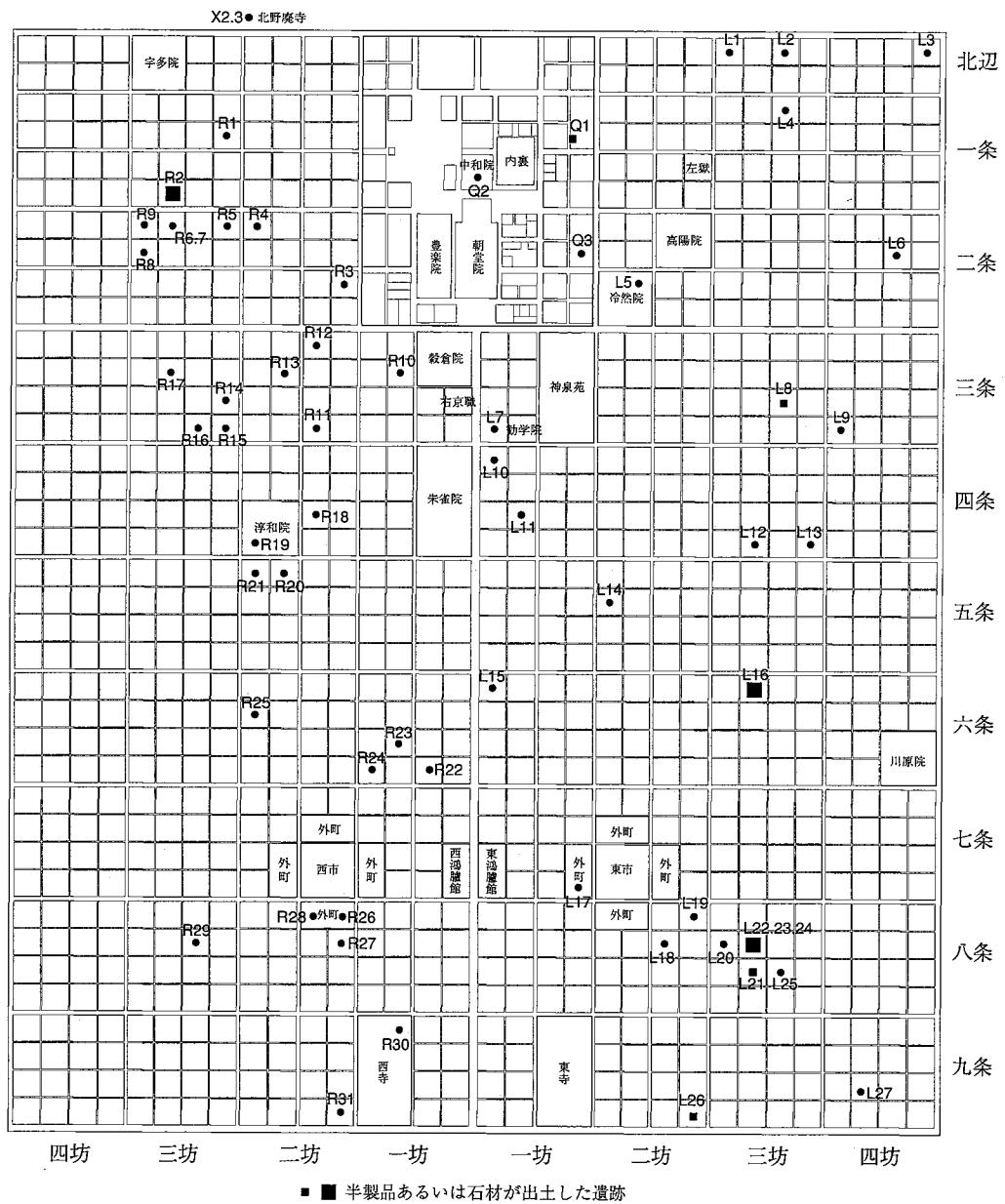


図3 平安京鎎帶・石帶関係遺物出土地点位置図

## B 出土遺物

今回集成した鎎帶関係遺物は表14～18に示すとおりである。総数211点のうち、石製品が201点（製品114点、未製品・石材など87点）、銅製品が10点と、石製品が圧倒的多数を占めている。

**銅製品** 銅製品には鉸具1点、丸鞆5点、巡方4点がある。鉸具はC字形金具の一部である。丸鞆は裏金具（143）1点を除き、すべて山形と呼称される上辺部だけに丸みをもつ形態である。巡方139および丸鞆145には裏金具が伴う。146も147と同一遺構からの出土で、組みになっていた可能性が高い。表金具についてはすべて垂孔をもつが、裏金具は143以外には垂孔をもつものはない。垂孔の幅は139が細いほか、丸鞆、巡方ともに田中宏明氏の分類による小孔に属し、大孔はない。製造はすべて鋳造によるもので、裏面は丸鞆には下辺の二隅と上辺中央の三カ所に、巡

表4 鎧帶関連遺物出土遺跡

遺跡番号	遺跡名	内容	数量
Q01	平安宮左兵衛府	石巡方未製品	1
Q02	平安宮中和院	石巡方1	1
Q03	平安宮大炊臺	銅巡方1	1
R01	右京一條三坊二町	石丸鞘1、巡方1、鉈尾1	3
R02	右京一條三坊十二町	丸鞘（未製品か）1、石材4	5
R03	右京二條二坊三町	石鉈尾1	1
R04	右京二條二坊十六町	石巡方1	1
R05	右京二條三坊一町	石巡方1	1
R06	右京二條三坊九町a	石丸鞘1	1
R07	右京二條三坊九町b	石丸鞘1	1
R08	右京二條三坊十五町	石鉈尾1	1
R09	右京二條三坊十六町	石鉈尾1	1
R10	右京三条一坊十町	石丸鞘1、巡方2、鉈尾1	4
R11	右京三条二坊五町	石巡方3	3
R12	右京三条二坊八町	石巡方1、銅鉸具破片1	2
R13	右京三条二坊十町	銅丸鞘（山形）	1
R14	右京三条三坊三町	石巡方1、鉈尾1	2
R15	右京三条三坊四町	石丸鞘1	1
R16	右京三条三坊五町	銅巡方1、丸鞘（山形）1、丸鞘（山形）裏金具1	3
R17	右京三条三坊十町	石丸鞘1、巡方1	2
R19	右京四条二坊九町	石丸鞘1巡方1	2
R20	右京四条二坊十三町淳和院	石巡方2	2
R21	右京五条二坊九町	石丸鞘1、石材？1	2
R22	右京五条二坊十六町	石丸鞘1	1
R23	右京六条一坊五町	石丸鞘1、巡方3	4
R24	右京六条一坊十一町	石丸鞘1、巡方1	2
R25	右京六条一坊十三町	石丸鞘1	1
R26	右京六条二坊十五町	石丸鞘1	1
R27	右京八条二坊一町（西市外町）	銅丸鞘裏金具1	1
R28	右京八条二坊二町（西市外町）	石鉈尾1	1
R29	右京八条二坊八町（西市外町）	石巡方1、丸鞘（山形）1、銅巡方1	3
R30	右京八条三坊七町	銅丸鞘（山形）1	1
R31	右京九条一坊九町（西寺）	石丸鞘1	1
R32	右京九条二坊四町	石丸鞘1、不明1	2
L01	左京北辺三坊一町	石巡方1	1
L02	左京北辺三坊五町	石巡方1	1
L03	左京北辺四坊八町	石巡方2、丸鞘2	4
L04	左京一条三坊九町（土御門内裏）	石丸鞘、巡方、鉈尾各1	3
L05	左京二条二坊冷然院	石鉈尾1	1
L06	左京二条四坊十町	丸鞘1、巡方1	2
L07	左京三条一坊四町	銅巡方1	1
L08	左京三条三坊十一町（押小路殿）	石丸鞘未製品1	1
L09	左京三条四坊四町	石丸鞘1	1
L10	左京四条一坊一町	石巡方1	1
L11	左京四条一坊六町	石丸鞘1	1
L12	左京四条三坊五町	石巡方1	1
L13	左京四条三坊十三町	巡方1	1
L14	左京五条二坊二町	巡方1	1
L15	左京六条一坊一町	石丸鞘1	1
L16	左京六条三坊八町	石丸鞘、巡方、鉈尾、丸鞘未製品、巡方未製品、石材	39
L17	左京七条一坊十三町	石巡方	1
L18	左京八条二坊十町	石巡方	1
L19	左京八条二坊十六町	石丸鞘、巡方各1	2
L20	左京八条三坊二町	石丸鞘2、巡方2	4
L21	左京八条三坊六町	石丸鞘、巡方、石材	5
L22	左京八条三坊七町	石丸鞘、巡方、鉈尾、丸鞘未製品、巡方未製品、石材	67
L23	左京八条三坊七町	石巡方2、石材1	3
L24	左京八条三坊七町	石巡方1	1
L25	左京八条三坊十一町	石丸鞘1	1
L26	左京九条二坊十三町	石材1	1
L27	左京九条四坊六町	石巡方1	1
X01	北野遺跡	石丸鞘1	1
X02	北野廢寺a	石巡方1	1
X03	北野廢寺b	石丸鞘1	1
X04	史跡名勝嵐山	石巡方1	1

方では四隅に鉈足を鋳出している。また表金具の断面形には裏面を窪ませ厚みをもたせたもののみで、平城京や正倉院などに類例の多い平板なタイプ（A）あるいは表面・裏面ともに窪むタイプ（D）はない。裏面の窪みの程度には141、142、145、146のように比較的浅いもの（B）と、139、140、144などの深く、従って外見が厚く見える二つのタイプ（C）がある（図4）。139、140、142、144、145の表面の一部には黒漆が残存している。鍍金した例はない。

石製品 石製の鎧帶関係遺物201点のうちには丸鞘45点、巡方56点、鉈尾11点、不明2点などの製品が114点ある他、左京六条三坊八町、左京八条三坊七町等から出土した製作途中の未製品14点や石材が73点ある。つぎに製品のうちで幅と長さが明らかな資料を用いて形態や大きさを検討してみよう。

表7に各形態別の1mm毎の度数を示した。

**丸鞘** 丸鞘のうち銅製の山形同様に上辺部だけに丸みをもつものは2例(58、66)だけで、他はすべて楕円の一端を切り、底辺とした形態のものである。曲線部の形状には丸みの強いものや扁平なものなどがあり、幅(縦)／長(横)比は0.60～0.74とさまざまだが、扁平なもの(幅／長=0.7未満)が主体を占める。大きさは、長さ3.0～4.4cm、幅2.0～3.1cmの間におさまり、長さについては3cm台前半・3cm台後半・4cm台あたりにゆるやかな3群を構成するようにみえるが、幅については、長さによる各群に幅／長比の異なる資料がそれぞれ含まれていることによるものか、長さに見えるようなゆるやかな群さえ抽出できるほどの分布は示さない。

**巡方** 巡方は幅／長比が0.73と横長の長方形を呈するもの(41)が1点あるほかは、平均0.93と正方形に近いものが主体をなす。大きさは長さ2.3～4.4cm、幅2.3～4.2cmで、長さ2cm台・3.5cm・4.0前後あたりに分布の偏りが認められるが、その間の大きさの資料もあり、群構成はさほど明瞭ではない。幅についても強いて分割できるほどの分布は示さない。

**鉈尾** 鉈尾には資料が少なく、これだけで傾向を求めるにはやや無理があると言わざるを得ないが、大きさのわかる資料について検討しておく。長さをみると5cm台・7cm台後半の2群、幅については3.6cm・4.1cm・4.5cm付近の3群に分けることができる。ところが幅と長さの間には相関が認められず、幅／長比で見るとさらに0.57～0.58・0.64・0.72～0.74・0.80の4群に分かれる結果となる。ただ幅／長比0.80の資料は、石材や特徴的な形態から、国産品ではなく唐からの輸入品と見て良いものなので、これを除くと3群として認識できるだろう。鉈尾については今後資料が増えれば、これがそのまま群として評価できるようになる可能性はあるだろう。しかし、石製品を全般的に見た場合、大きさによる群構成は不明瞭である。したがって、石製鎧には銅製鎧について指摘されているような、大きさによる区分は行われていなかったものと思われる。

表5 鎧具の材質と種類

	銅	石	小計
丸鞘	3	45	48
巡方	4	56	60
鉈尾		11	11
不明		2	2
半製品		14	14
石材		73	73
裏金具	2		2
鉗具	1		1
計	10	201	211

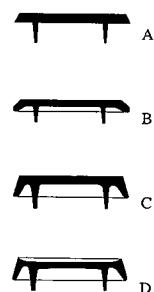


図4 銅製鎧具の断面

表6 石製品の種類

丸鞘	45	39.5%
巡方	56	49.1%
鉈尾	11	9.6%
不明	2	1.8%
計	114	100.0%

表7 石製鎧具の大きさの度数

cm	丸鞘 幅	巡方 幅	鉈尾 幅	長
2.0	2			
2.1	2			
2.2	2			
2.3	5		2	1
2.4	2		1	1
2.5	1		1	
2.6	3		3	
2.7	4		1	
2.8	5			
2.9	3		3	
3.0	1	1	1	
3.1	1	2	2	
3.2			4	1
3.3		2	3	
3.4		1	3	
3.5		2	1	8
3.6		3	2	3
3.7		1	4	1
3.8		1	1	1
3.9		4	1	4
4.0		1	3	6
4.1			1	1
4.2		1	2	4
4.3		1	2	1
4.4		2	1	
4.5				3
4.6				
4.7				
4.8				
4.9				
5.0				
5.1				1
5.2				1
5.3				
5.4				1
5.5				1
5.6				1
5.7				
5.8				
5.9				
6.0				
6.1				
6.2				
6.3				
6.4				
6.5				
6.6				
6.7				
6.8				
6.9				
7.0				
7.1				
7.2				
7.3				
7.4				
7.5				
7.6				
7.7				
7.8				1
7.9				1

垂孔 丸鞆の6点、巡方では17点の計23点に中央下辺寄りに垂孔を持つものがある。丸鞆・巡方を合わせた数101点に対して22.8%を占める。破損して垂孔の有無が確認できな資料もあるので、実際の比率はこれより高くなる可能性もある

が、いまのところ、約1／4弱の石製鎧具に垂孔が付けられているといえるだろう。垂孔には幅の広いもの（Aとする）と細いもの（Bとする）の2型式があり、23例中Aが15例、Bが8例ある。この2型式は単に形態差だけでなく、それぞれの加工技法とも関連しているので、後述する製作技法のところで詳しく見てゆきたい。

潜り穴・鉢穴 石製鎧具の裏面には、数カ所に装着用の潜り穴や鉢穴が設けられているが、その有無が確認できる資料110例の中で、鉢穴タイプのものは2例（58・60）にすぎない。しかもそのうちの1例は後に潜り穴に変更されており、平安京出土の石製鎧具は基本的に潜り穴式であるといえるだろう。鉢穴を持つ58は隅寄りの4箇所に、66はさらに中央にも鉢穴をあけるが、これが後に潜り穴に変更されている資料である。潜り穴式のものを見ると、潜り穴の数や配置にいくつかのバリエーションがあることがわかる（表8）。

まず丸鞆には、裏面の2箇所あるいは3箇所に潜り穴をつけるものがあり、前者が8例、後者が15例ある。その配置は、2箇所のものが天地の中央あたりの左右に横1列に配するものと、その他変則的なものがある。3箇所のものでは、下辺寄りの左右と中央上部に縦平行につけるもの、配置する箇所は同様であるが、放射状につけるものとそれ以外の変則的なものがある。

巡方では3箇所と4箇所のものがあり、3箇所の場合、下辺（あるいは上辺）寄りの左右と上辺寄り中央に縦平行につけるものと変則的なもの、4箇所のものでは、隅寄りに縦平行・横平行・放射状に配するもののほか、変則的なものがある。鉢尾では確認できる資料で見る限り、すべて後端の上下と先端中央付近の3箇所に潜り穴を配するが、配置する方向には、横平行・放射状のほか変則的なものが1点ある。全般的に見れば変則的なものが意外に多く、約4割近くを占める。この結果にどのような意味があるのか、ここで潜り穴を何らかの原則に従って配置するものと、変則的なものとの差が何に起因するものかを検討してみよう。

変則的な配置を持つ21資料の潜り穴をみると、その3割を越える8例に破損した部分を避けて

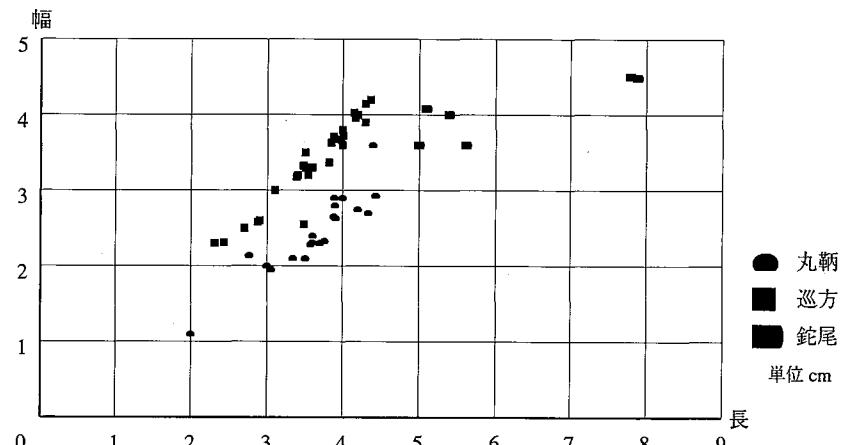


図5 平安京の石製鎧具の大きさ

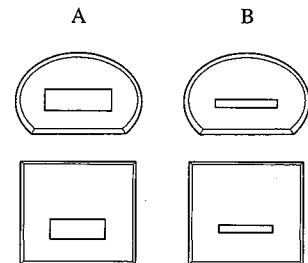


図6 垂孔の型式

潜り穴をあけ直した形跡を認めた。このうち6例については破損した潜り穴に貫通した形跡がなく、製作途中に破損したものであると判断できる。一部しか残存せず潜り穴の配置が不明の資料のなかにも、加工中の破損による位置の変更が確認できたものが2例ある。また、同様にあけ直し痕跡があるが、おそらく

使用時に破損したものを修理したと判断できる例も2例確認した。

さらに鉛穴から潜り穴に変更している1点も加えると、変則的な配置を持つ資料の約半数が、いずれかの時点で潜り穴を補修したものであることが判明した。このほか補修痕がなく変則的な配置を取る資料のなかには、石理が脈状に発達した石材を用いた製品が多く、製作途中での剥離等の事故をさけるために潜り穴を配置する場所が限定され、最初から法則的な配置が困難であると見られる例も多い。あるいは3つが法則的で、残るひとつだけ位置や方向が異なっているような例もある。

このよう見ると潜り穴の加工は、使用時の破損、石理の方向やそれに起因する製作時の破損などといった何らかの事情がないかぎり、一列、平行、放射といった原則に沿って加工されたものが多いと言えるだろう。

潜り穴の観察の結果、製作時の破損例が意外に多いことが明らかになったが、この問題についても後にふれるのでここでは詳しく

のべない。

**研磨** 続いて研磨の精度を概観してみよう。今回集成した資料には、非常に丁寧に研がれたものやそれに比べかなり雑な仕上げのものもある。また部位によって研磨の程度を変えたものも多数見ることができ。風化が進み観察に耐え得ないものもあるが、それ以外の資料の研磨精度を、A研磨良好で光沢が強い・B研磨良好だが光沢がやや鈍い・C研磨良好だが光沢が弱い・D研磨粗く光沢なし・E研磨粗く二次工程で

表8 潜り穴の配置パターン

形態	数	配置					計
		横1列	縦平行	横平行	放射	変則	
丸軸	2	(○)	4				4 8
	3		(○)	5		(○)	7 15
巡方	3		(○)	2			2 4
	4		(○)	9	2	(○)	7 20
鉛尾	3			(○)	3	(○)	1 6
	計		4	16	5	7	21 53

表9 研磨の精度

表面	側面	裏面	数	石材の色調
A	A	B	2	白2
		C	3	白2 その他1
		D	1	暗緑1
	B	B	1	白1
		C	7	白6 その他1
		D	8	白1 白+黒斑1 暗緑1 淡緑2 その他3
	C	D	2	白1 淡緑1
		E	2	白1 黒1
		小計	26	
B	B	B	1	黒1
		C	5	黒3 暗緑1 その他1
		D	17	黒4 暗緑2 淡緑7 その他2 不明2
		E	2	淡緑2
	C	C	1	白+黒斑1
		D	14	白+黒斑2 黒4 暗緑1 淡緑6 その他1
		E	4	白1 黒2 不明1
	D	C	1	その他1
		D	2	白1 黒1
		E	5	白1 黒4
	小計	52		
C	C	D	3	その他1 黒2
	D	D	2	黒2
	E	E	4	黒2 暗緑1 淡緑1
	小計	9		
	計	87		

の加工痕を残す、と5段階に区分し、表面、側面、裏面の研磨精度を組み合わせて分類集計した(表9)。

まず表面の仕上げを見るとA～Cまでのものがあり、側面にはA～D、裏面にはAは無く、B～Eまでのものがあることがわかる。すなわち側面は表面と同程度かそれ以下、裏面は側面と同程度かそれ以下と、非常に単純な傾向が見いだせる。特に裏面には、表面や側面にAやBなど丁寧な仕上げが施されたものについてもD、Eと言った粗雑なものがあるが、これは裏面が帯に装着すれば見えない部分であることからすれば当然の現象と思われる。

**色調** 平安京から出土する石製鎧具には多種の石材が使われ、色調は多彩である。本来ならば色調とともに、石材の種類の特定も含めた鉱物学的な検討が必要であるのはいうまでもない。<sup>(11)</sup>しかし現時点では一部を除いて石種が特定できておらず、本稿では色調を中心に検討を加える事にする。

個々の色調をみると、石材の相違や使用する部分による微妙な差、あるいは一つの製品にもいくつかの色が複合するものなどがあり、分類や表現が煩雑になる。そこで資料を黒・暗緑・淡緑・白・白+黒斑・その他・不明の7群に分け(色系統と呼ぶ)検討する。ここでこのような方法を探るのは、石帶が使用されている時点では、おそらくその着用者にとって重要なのは鉱物学的な石種よりもむしろその色合いであり、また後章でも述べるように色調とその推移が重要な問題となるからである。

7種の色系統のうち、黒・暗緑・淡緑・白・白+黒斑の5群はそれぞれ複数の出土例があり、平安京の石製鎧具の色調のなかではよく見かけるものである。その他の中には多くの色調が含まれるが、概ね単独か少数の例しか無く、今のところ色系統として独立させずに扱ったものである。不明には風化や変質のため表面や断面の色調が観察できないものと、報告書などに記載がないもののうちで遺物を実見することができなかったものがある。

さて、表10をもとにして色調について検討してみよう。まず、色系統の比率を総合的に見れば、淡緑系が37.8%と最も多く、ついで黒系15.9%、白系12.4%、暗緑系11.9%、その他9.5%、白+黒斑系9.0%、不明3.5%の順になる。黒系が意外に少ないことや白系が目立つ点に注目しておこう。

つぎにここから未製品と石材を除き、製品だけの比率をみると、淡緑系25.4%、黒系23.7%、白系17.5%、その他11.4%、白+黒斑系8.8%、暗緑系7.0%、不明6.1%となる。暗緑系が下位に転じているほかにあまり変化はなく、とくに上位の3者の順位に変動はない。この結果から見れば、製品の色調は、淡緑系、黒系、白系を主体とし、その他としたものや白+黒斑系、暗緑系のものも一定量存在する事が理

表10 石製鎧具の色系統

解できる。ちなみにその他に分類した資料には、青灰色や淡黄色など単色のもの以外に、例えば淡赤褐色地に白濁した半透

	黒系	暗緑系	淡緑系	白系	白+黒斑系	その他	不明	計
丸輪	13	3	8	12	2	6	1	45
巡方	12	5	16	6	8	5	4	56
鉈尾	2	0	4	1	0	2	2	11
不明破片	0	0	1	1	0	0	0	2
未製品,石材	5	16	47	5	8	6	0	87
計	32	24	76	25	18	19	7	201

明の縞や、灰褐色の地に白色半透明の脈および淡褐色の斑紋など複雑な色調のものが多く、平安京の石製鎧具に多彩な印象を与えていた。

逆に未製品および石材での色調の比率に目を向ければ、淡緑系54.0%、暗緑系18.4%、白+黒斑系9.2%、黒系5.7%、その他6.9%、白系5.7%となり、淡緑系が群を抜いて高い比率を占めている。この未製品や石材は、大半が左京六条三坊八町（L16）と左京八条三坊七町（L22）から出土したもので、いずれの遺物も9世紀中頃から後半に位置づけられ、これらが平安京における平安時代の石帶生産に関わる遺物であることは疑いのないところである。

その石材の色調のなかで淡緑系の比率が高く、それに次ぐ暗緑系のものを合わせると緑色系が実に72.4%を占めるということは、少なくとも9世紀代に平安京で製作された石製鎧具の7割ほどが緑色系の色調を持つものであるという興味深い結果が得られるのである。このような製品の色調と未製品ならびに石材の色調の比率差は何に起因するものだろうか。この点に留意して長岡京から出土した石製鎧具の色調を概観してみよう。

長岡京ではこれまでに35例の石製鎧具が確認されている。<sup>(12)</sup>これを平安京の資料と同様の色系統に分けその比率を見ると、黒系80.0%、暗緑系5.7%、淡緑系5.7%、白系2.9%、白+黒斑系2.9%、その他2.9%となる。その他に含まれるものに平安京でみられるほどの多様なバリエーションは無いが、基本的な色系統は対応していることがわかる。ただし、比率の面では黒系が大半をしめており、これが長岡京の石製鎧具の特徴といえるだろう。

ここで今一度平安京での状況に注目すると、平安京の製品のなかには生産遺跡で1割にも満たない黒系の石製鎧具が全体の約1／4ほど存在する。一方、それに先行する長岡京では8割に及ぶ黒系の石製鎧具が出土している。平安時代に入っての黒系の急激な減少という事実そのものも重要であるが、加えてここからは、平安京で出土している黒系石製鎧具のなかに平安京の製品ではないものが存在する可能性、言い換れば長岡京（あるいはそれ以前）で製作された製品が含まれていることが推測できるのではないか。この問題についても後章で再び取り上げることになるだろう。

**装飾** 今回集成した中に文様を浮き彫りにした資料がある。左京北辺四坊八町で出土した白色の巡方（75）である。一部しか残っておらず全体の文様は不明だが、周縁に沿って放射状に毛彫りを施し、その内側に浮き彫りの文様を配する。平安京では他に例を見ないが、滋賀県高月町井口遺跡出土のものに、この資料と同様の白色の巡方で獅子文が浮き彫りされた類例がある。<sup>(14)</sup>

**時期** 個別の資料が属する時期に関しては一覧表に掲載しているので、ここでは資料全体から平安京における鎧具の時期的な動向を見るため、主に時期別の種類や出土点数とその内容を記すにとどめる。なおここで示した各資料の時期は鎧帶関連遺物そのものの型式からではなく、共伴遺物一主として土器類一の年代観をもとに決定している。<sup>(15)</sup>

銅製鎧具10点のうち時期の明らかな資料は7点ある。いずれも9世紀中頃より以前のものであるが、土器形式で言えばI期新に属するものが最も多く5点ある。石製鎧具で時期が判明しているものは81点ある。時期別に見ると、9世紀前半（I期中～新および一部II期古）の資料として

は、丸薬7・巡方18・鉈尾2の27点、9世紀後半（Ⅱ期古～中）が丸薬23・巡方18・鉈尾3・不明1の45点、10世紀（Ⅱ期新～Ⅲ期）の資料には、丸薬1・巡方5・鉈尾3の9点がある。

9世紀特に後半の資料が多いが、10世紀の資料は少なく、その大半がⅡ期新（900～930頃）に属している。この結果から見ると、銅製品がほぼ払拭される時期は9世紀代の前半に求められ、石製品も10世紀後半にはほとんど出土していないことが確認できる。

以上、鎧具の出土状況や遺物の中で主として製品についてみてきたが、つづいて左京六条三坊八町や左京八条三坊七町の未製品や石材を中心に、石製鎧具の製作技法について検討したい。

### 3. 石製鎧具の製作技法

#### A 京内での生産遺跡と遺物

さきにあげた65箇所の遺跡のなかで、石製鎧具の未製品あるいは石材と思われるものが、平安宮左兵衛府（Q01）、右京一条三坊十二町（R02）、左京三条三坊十一町（L08）、左京六条三坊八町（L16）、左京八条三坊七町（L22）、左京九条二坊十三町（L26）の6箇所で出土している。左兵衛府SD04から出土した巡方未製品は、形態はできあがっているが、研磨が不完全で、裏面に潜り穴もあけられていない。SD04の遺物中には轍の羽口、とりべ、とりべに転用したかと思われる灰色硬質に変質し、金の付着した土師器椀A、砥石などがあり、付近に工房が存在した可能性を示している。右京一条三坊十二町では丸薬未製品1点のほか、切断面を持つ石材が4点ある。<sup>(16)</sup> このほか、左京三条三坊十一町で丸薬未製品が、左京九条二坊十三町で石材が1点ずつ出土している。その遺物の内容から明らかに石製鎧具の生産に関連する遺跡とみられるのは、左京六条三坊八町と左京八条三坊の例である。この2箇所では製品のほか、製作工程の各段階に位置付けられる多数の資料が出土している。

#### B 製作工程と技法

上記2箇所の生産遺跡から出土した石帶生産に関わる遺物には、製品・未製品・原石・切斷あるいは打撃により板状に加工した石材や加工中に生じた破片や小剥片などがある。その内容は表16・17に掲げたが、これらの資料を通して、原石を切斷あるいは破断し、板状にする。その板状の石材を必要な大きさに分割し個別の製品の素材とする。素材の周縁を成形調整し、粗い研磨を施す。潜り穴、垂孔の加工および仕上げの研磨を経て製品とする。というように、ある程度の大きさの原石から<sup>(17)</sup> 製品までの流れが想定できる。（最後の工程—潜り穴、垂孔、仕上げの研磨—の順序は必ずしも一定していない。）

以下では遺物を製作工程の各段階によってつぎのように区分し、原石から製品までの製作技法とその工程をできる限り詳細に復元してみたい。

A 研磨、潜り穴など全ての工程が終了し、製品として完成したもの。

B 製作途中の半製品で、これをさらに3つに細分する。

1 素材の周縁を成形・調整した段階のもの

2 形態はほぼできあがっているが、研磨が不完全で潜り穴があけられていないもの

- 3 研磨されているが、潜り穴があけられていないもの
- C 板状の石材を分割し、個々の製品の素材としたもの。
- D 個別の製品用に分割する前の板状に加工した石材、技法の相違により2つに細分する。
- 1 主として石挽き鋸で切断した板状石材
  - 2 打撃によりEから割取った板状の剥片
- E 原石、次の2つに細分する。
- 1 全く加工されていない母岩
  - 2 母岩を適当な大きさに加工した原材
- F 各工程で生じる加工痕を持つ石材片。段階と形状によって8種に細分した。
- 1 主としてE1—E2、E2—D2段階の打撃により生じた破片
  - 2 主としてE1—E2、E2—D2あるいはD2—Cの段階での生じた小剥片
  - 3 石挽き鋸と打撃を併用するE2—D1やD2—Cの際生じる、一部に切断面を持つ破片
  - 4 D1—Cの段階に生じる複数の切断面を持った板状の破片
  - 5 D1—Cの段階で生じる、必要分を切り取った余材
  - 6 主に三次工程で生じる切断面を持つ小破片
  - 7 三次工程の周縁調整で生じた細片
  - 8 仕上げ工程での事故、既製品の再加工などで生じた研磨面を持つ細片および小破片
- R 一般的な製作工程からみて研磨状態や潜り穴、垂孔の加工状態が不自然で、既製品を再加工しているとみなせるもの。

区分した資料を段階順に示せば、E—D—C—B—Aとなり、Fがいずれかの段階で生じる端材ということになる。Rは一度この工程を経て完成し、既に使用されていた製品が、何らかの理由でCまたはBの段階に組み込まれたものといえよう。各段階とそこでの石材の状態や、石材片の関係を工程概念図として図7に示したが、それぞれの工程やそこで用いられる技法について順を追って検討していこう。<sup>(18)</sup>

一次工程 母岩から原材を経て板状の石材にするまでを一次工程としたが、この工程では打撃による破断および石挽き鋸による切断を主とする二通りの技術が使われている。打撃による場合、まず母岩を加工に適した大きさに打ち割り、板状の剥片が取りやすい形状に調整した後、それを原材として素材のもとになる剥片を割取っていく。石挽き鋸による切断の場合も、母岩を適当な大きさに打ち割り、それから石挽き鋸を用いて連続的に板状の石材を切り取る。125は母岩を打撃により半裁した後に石挽き鋸で縦に切断したもので、板状に切り分ける前の状態を示すものである。また128のように小さめの母岩では、そのままそれを石鋸で切り取ってゆくこともあったようである。石挽き鋸は恐らく刃部が鉄板状の工具で、切断部に研磨剤を補充しながら、前後に移動させ石材を挽き切ったたものだろう。<sup>(19)</sup> 切断面には、ほぼ平行な筋状の痕跡が残る例が多い(写真1)。2~3mmほどの切り幅が確認できるケースが数例(132、137、139)あり、刃部の厚さが推定できる。この段階での切断の深さはかなり深く、確認できる最大の資料(125)では約

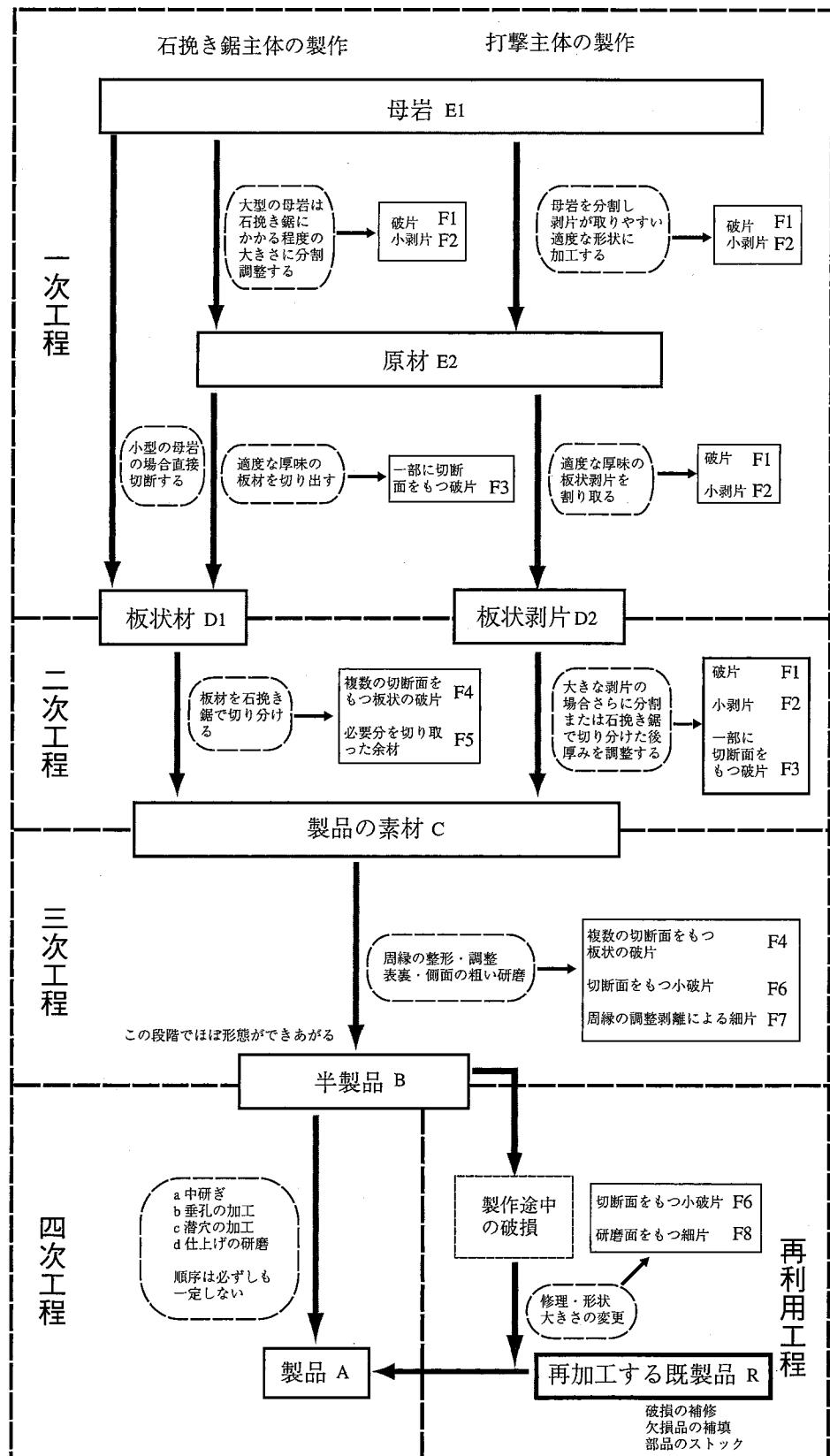


図7 石製鎧具製作工程概念図

14cm程切り込んでいるが、これは先述の通り打ち割った母岩を切断したもので、石挽き鋸が使用可能な石材の大きさの目安とできるかもしれない。しかし、どの例も石挽き鋸だけで最後まで切

り離したものはなく、切断は1cm前後を残し、その後にタガネ状工具等を溝に打ち込んで割取ったのであろう。129や130などの端材を見れば、石挽き鋸を使用してかなり効率的に板状石材を得ていたようであるが、132のような厚みのある端材（切断面の反対側に自然面が残る）の場合は、自然面側から切断面に直行する方向に石挽き鋸でいくつか筋を刻んだ後に横から打割り、厚みを調整するという技法がとられている。裏面にこの技法痕跡を残すものとして、製品では93、112、未製品には204がある（写真2）。また黒耀石の板状材137には切断面の反対側に石挽き鋸の切り込みが残り、切断を試みた形跡があるが、最終的には打撃によって厚味を調整したことがわかる資料である。

**二次工程** 板状石材を分割し、個別の製品の素材とするまで含めた。この工程にも打撃と石挽き鋸による二通りの技法がある。前者では打撃によって得た剥片を製品ほぼ1個分の大きさに分割し、さらに剥離調整を加えて厚みや形状を整え素材とするもの、後者は板状に切り出した石材の片面に縦横に石挽き鋸で切れ目を入れ、個々の製品の素材に分割する（139、189～195）。この作業の結果生じた端材と思われる資料が164や166、173～178などである。また140、179～181などの小さな切片、特に180のように6面すべてに石挽き鋸による切断痕のある資料からは、次の工程での能率を考慮し、この段階で素材の大きさが揃うように石取りしたことがうかがえる。ここでも石挽き鋸による切断は数mmを残し、後は割取っている。あと少数ではあるが、192のような打撃で得た剥片を石挽き鋸で分割するという両者を併用した例もある。

**三次工程** この工程で製品の形がほぼ出来上がる。打撃による素材を使用する場合、さらに剥離調整を施し、厚みや形状を整える（203、204）。石挽き鋸主体の素材では、すでに方形になつたものが多いため、巡方を成型する場合は側面のバリ状の突起を調整する程度で事足りるが、丸鞘などでは周縁を丁寧に剥離調整して曲線部を成型する（198、199など）。この作業では小破片や、小口に切断面が残る細片が多量に出ることが想定できるが、実際に左京六条三坊では百数十片の小破片、細片を確認している（写真3・4・5）。

このようにして、大略の形をきめた後に側面を研ぎ、最終的な形態に整形する。表面や裏面についても研磨するが、粗く研いで次の工程に移るものと、この段階でかなり光沢を帯びた仕上げに近い状態にまで研磨するものがある。

**四次工程** 垂孔や潜り穴を付加し、仕上げの研磨を施す工程である。垂孔に関しては前章でA・B 2種の存在と技法差を指摘したが、ここで各々の技法とその手順について説明を加える。垂孔Aの技法は、まず四隅に小さな穴をあけ、その間を針金状の工具と研磨剤を用いて長方形に切り抜くもので、それに対してBは、裏側から回転する円盤状の工具で下辺と平行に彫り込み、

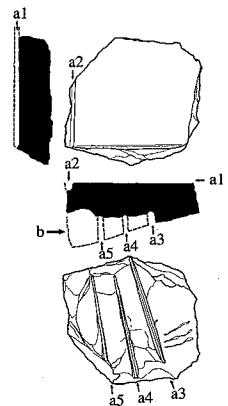


図8 132の加工痕

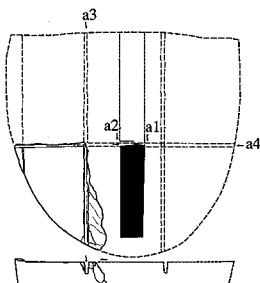


図9 139から推定した板状石材の分割

表面側に貫通したところで両側を砥石で整形して細長い長方形に仕上げる技法である<sup>(20)</sup>（写真6）。この両者の違いは結果としての垂孔の縦幅の差だけではなく、技法Aによる垂孔が表裏ほぼ同じ形であるのに対し、技法Bでは裏面の横幅が表面のそれより必ず広くなるので容易に区別できる（写真7）。なお、技法Bは現在のところ長岡京の資料中には見当たらず、平安京で新たに採用された技法である可能性が高い。

続いて潜り穴の技法について述べる。潜り穴の位置で破断した複数の資料の断面観察によれば、潜り穴は

- 1 近接した2箇所に小さなくぼみをつくる。
- 2 その片方から適度な深さに斜方向の細い穴をあける。
- 3 対向するくぼみから先の穴の底に向けて細い穴をあけ両者をつなぐ。

という手順を経て加工されていることがわかる。

潜り穴の断面形をみると、この最初のくぼみと次にあけた細い穴との境界部に角度の差や段が明瞭に認められる。さらに内面の加工痕があり、上部のくぼみの内面がざらついて荒れたものが目立つのに対して、下方の細穴の内面は比較的滑らかで、穴の向きに直行する微細な筋が観察できる資料が多い（写真8・9）。これらの技法痕跡から、上部のくぼみが細い鑿状の工具で細かく打撃を加えながら加工され（タタキ穴）、細穴は回転する錐状の工具（おそらく舞錐）によって穿孔されたことがわかる。とすれば、最初に作られたくぼみは舞錐の導入位置を決定する下穴として理解できる。これは現代のドリルとセンターポンチの関係と同じであり、舞錐のような回転工具を使用する時の必然的な技法の組み合せと言えよう。

しかし、このように近接した位置に加えられる打撃や穿孔が、また加工中の破損をもたらす要因にもなっていることは資料の観察結果からも明らかで、変則的な潜り穴の配置を取る資料の約3割に補修が確認できること、補修のない例では石理が脈状に発達し、加工中の破損が見込まれるケースが多いことは既に見た通りである。破損例の中には加工中に石材が剥離したため、潜り穴のひとつを放棄したもの（20）や三度目によく成功した例（61）などがあり、硬質で石理の強い石材ほど破損率が高かったようである。このように破損が潜り穴の再加工で解消する程度にとどまらず、石材自体が破断して廃棄せざるを得ない事態が生じたことも十分想定できる。先に三次工程でみた研磨の精粗差の意味は、この四次工程での破損を見込んだ選択の結果である可能性もある。

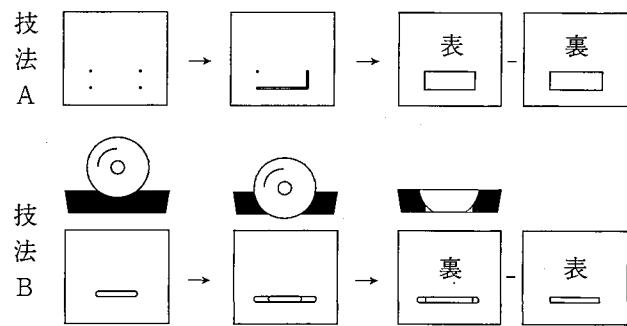


図10 垂孔の加工技法

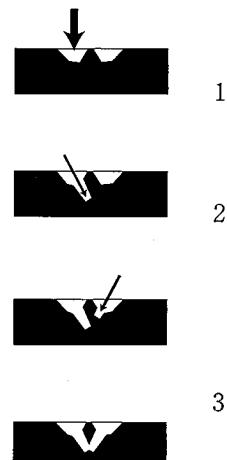


図11 潜り穴の加工手順

垂孔や潜り穴を加工したものには、最後の段階で仕上げの研磨が施される。この研ぎ上がりの状態は、その用具である砥石あるいは研磨剤の質や硬度・粒度と磨かれる石材の質との関係、およびその作業にかける時間、労力などとの関わりのなかで決定されるといえよう。

ならば、前節で確認した研磨状態に見えるいくつかのバリエーションにはどのような意味があるのだろうか。前節では研磨精度に表面 $\geq$ 側面 $\geq$ 裏面という一般的な傾向や各面における精度の差の存在を確認したが、再びその精度と石材の色調との関係に注目してみよう。たとえば表面の研磨精度によりA、B、Cに分類した資料の各群の石材の色調は図2左のようになる。丁寧に研磨されたAには白系が多く、黒系はわずかである。Bではその順位が逆転し、Cになると半数以上を黒系が占め、白系は皆無である。他の色系統をみると暗緑系にはあまり差はないが、淡緑系の石材はBが最も多い。白+黒斑系も全体量は少ないが白系と同様にA・Bに限られ、その他とした多様な色調が含まれる石材にもAが多い。また、裏面も良好に研磨された製品の中に占める白系の率が高く、粗雑な方に黒系が多い傾向が現れている（図2右）。このようにみると、白系やその他の中の一部の石材を用いた石製鎧具がそれ以外の色調、特に黒系のものに比して高い品質を目指して製作されていたことが推測できる。

**再利用工程** 最後に再加工品の問題について触れておこう。平安京左京八条三坊七町の遺物の中には、43、99、100のように、研磨や潜り穴の状態が製作工程の流れから見て不自然な、明らかに再加工品と思われる資料や、15、20といった潜り穴に金属線の一部や鋲が付着し、一度は帶に装着された痕跡を残す資料が存在する。43は表面、裏面と側面の一部は既に完成した状態だが、側面の大部分が剥離調整されており、潜り穴は研磨された側面側の1箇所にだけ残っている。この資料は丸鞆の既製品を小型の丸鞆に変更する途中の状態を示すもので、大きさを調整する段階で裏面が深く剥離しそうため廃棄されたものと思われる。99や100も表面、裏面や潜り穴は完成しており、側面に剥離調整が施されている。装着された痕跡を残す資料については、一旦帶として完成していたものが何らかの原因で破損し廃棄されたものとする可能性もあるが、20はほとんど無傷であり、そのように考えるには無理がある。再加工品の存在を考慮すれば、この工房では原材料から新たな製品を製作しただけではなく、一部が破損あるいは欠失した帶の修理、補填などの要請に応じるべく、既製の帶の部品をストックしていたのではないだろうか。また同種の石材で同じ規格のものが必要量そろえれば、それを一つの帶にしたことも充分想定できるだろう。

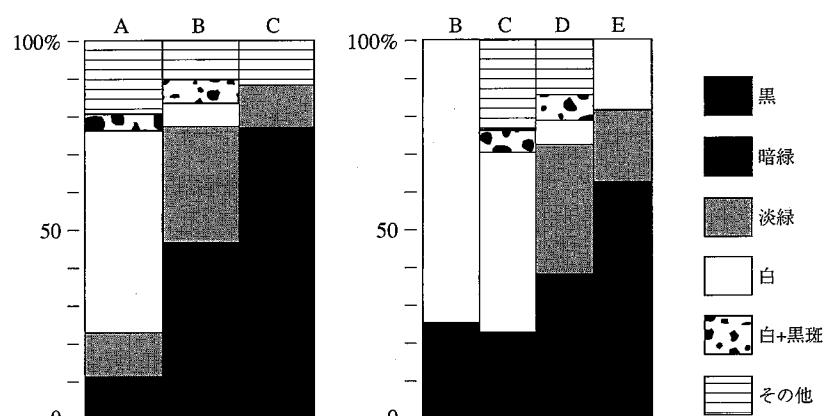


図12 研磨精度と石材の色調

### C 技法の発展

以上、平安京での石製鎧具製作の工程や技法について考察してきた。石挽き鋸による石材の切断は、いわば施溝裁断であり、潜り穴の加工にみえるタタキ穴と舞錐の併用、あるいは研磨など、技術の諸要素は古墳時代以来の攻玉技術と基本的に共通し、その延長上に位置付けられる。材料の共通性からすれば、これは極めて当然のことといえるが、攻玉技術と比較したとき、そこには石挽き鋸による石材切断の発達と多用、回転工具による垂孔の加工など、新規の技法や工作具の採用といった発展的要素が見出せる。では、このような変化の時期はどこに求められるのだろう。

回転工具が平安時代前期に採用された可能性は既に述べた。ならば、一・二次工程での石挽き鋸の積極的な採用と、切断深度の発達についてはどうであろう。この変化は石製鎧具の生産量の増加とおそらく無関係ではないだろう。それは鎧具生産においては、まず板状の素材が多量に要求されるからである。そして石挽き鋸を多用して作出された素材は、打撃による素材に較べ平滑で、その後の研磨に要する作業時間をも短縮したであろう。このように考えれば、既に石製品が鎧具の8割を占め、しかも製作された製品の一部が平安京にまで持ち越されていることが想定できる長岡京で、この発達が生じていた可能性があるのではないか。

長岡京ではこれまでに未製品の出土例が数点あるほか、石挽き鋸による切断痕跡のある板状の端材が1点出土している。<sup>(21)</sup>さらに製品にも裏面の技法痕跡や、石理に対する石取り方向から石挽き鋸の使用が確認できる資料が12点あり、上記の推測を裏付けている。この結果からみて、石挽き鋸による石材加工が長岡京で一定の発展を見ていたことは明らかであろう。

それでは長岡京に先行する平城京の状況はどのようなものだろう。平城京でも左京八条三坊十一坪の東堀川や右京七条一坊十五坪などから、粗研ぎした未製品、素材、石材片などが出土している。<sup>(22)</sup>丸鞘の素材に石挽き鋸の痕跡を残す例が数点あるが、これは平安京左京八条三坊七町の132とおなじく、厚み調整を目的とした横方向からの打撃のための切り込み痕跡と理解でき、平安京例に多数見られるような切断面そのものを利用するものではない。したがって、これらの資料を見る限り、平城京の石製鎧具生産の一・二次工程の技法は基本的に打撃を主体とし、石挽き鋸の使用は補助的な段階にとどまっていたといえるだろう。

このような事実関係からみて、石挽き鋸による石材加工は長岡京の段階で発達し始め、それが飛躍的に発展したのは平安時代に入った9世紀代である事が確認できる。

一・二次工程における基本技法が、打撃から石挽き鋸による切断へと転換したことにより、生産効率の向上だけではなく、従来石理に左右されていた石取り方向の自由度が増した。その結果、

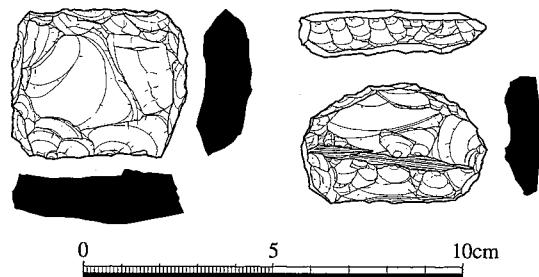


図13 打撃による素材  
平城京右京七条一坊十五坪出土

鎔具として利用できる石材の種類に幅が生じ、さらに同種の石材からの石取りも、材木に例えれば板目や柾目あるいは木口という様々な方向から行えるようになり、多様な色調や地模様をもつた製品が生み出されたのである。

#### 4. 史料の検討

ここまで出土資料をもとに検討を加えてきたが、以下では史料に現れる鎔帶、石帶の記事を通してその動向を見てゆくことにしたい。

##### A 史料に見える鎔帶・石帶

扶桑略記や西宮記などによれば、古代の日本において飾り金具を装着した革帶すなわち鎔帶が、服制のなかに組み込まれたのは8世紀初頭のことである。<sup>(24)</sup>以降、平安時代までに限ってみても、多くの史料の中に帯に関する記載を見いだすことができる。もとよりそれを網羅的に検討することはできないが、主要な記事を年代順に並べ、帯に関連する用語や記載内容の変化をたどって行くことにする。今回取り上げた史料は以下の通りである。

- 1 始依新令 改制官名位号…中略…又服制 …中略…皆漆冠 縞帶…後略  
『續日本紀』 大宝元年（701）三月
- 2 慶雲四年三月甲子日 …中略…天下始用革帶  
『扶桑略記』 慶雲四年（707）三月
- 3 和銅四年 皮帶始用云々  
『西宮記』 和銅四年（711）
- 4 癸酉 禁六位已下以白銅及銀鋸皮帶  
『續日本紀』 元明 和銅五年（712）五月
- 5 一品以下五位以上…中略…金銀裝腰帶…六位…七位  
…八位…初位…烏油腰帶…衛府督佐…金銀裝…志以上…烏油  
『令義解』 衣服令（718）
- 6 丙子 聽參議已上白玉帶  
『日本紀略』 桓武 延暦十四年（795）十二月
- 7 禁鎔帶 以支鑄錢也  
(参考) 辛丑 始用新錢 奉伊勢神宮  
『日本後紀』 桓武 延暦十五年（796）十二月
- 8 庚午 勅玳瑁帶者 先聽三位已上着用 自今以後五位得同着  
『日本後紀』 桓武 延暦十八年（799）一月
- 9 癸酉 聽五位已上通用白木笏 其白玉玳瑁等腰帶者 亦依延暦十五年正月。  
十八年正月兩度格 自餘禁制 一如常例  
『日本紀略』 嵯峨 大同四年（809）五月
- 10 太政官符 定内匠寮雜工數事  
長上廿三人 畫師二人 細工二人 金銀工二人 玉石帶工二人 銅鐵二人 鑄工二人 造丹

一人 屏風一人 漆塗二人 木工二人 輞轎一人 捻一人 番上一百人 畫師十人  
 金銀工十人 玉石帶工四人 銅鐵十三人 鑄工四人 造丹工二人 造屏風工四人  
 漆塗工十人 木工廿人 輞轎工二人 捻工二人 革菖工四人 黒菖菖二人 柳箱工四人  
 右檢案内太政官去年十月廿一日下式部省騰 勅符 唯注長上番上之員不辨色目  
 今所定如件 永為恒例大同四年八月廿八日

『類聚三代格』(弘仁格) 嵐峨 大同四年(809)八月廿八日

- 11 又去大同二年八月十九日下彈正台例云 雜石腰帶…中略…一切禁斷者 臣等商量 雜石易得  
 造賣多人 至于着用 亦復難損 銅鎧具者 以漆塗成 動易剥落 今難易各異 價直是同  
 爲弊一也…中略…伏望雜石及毛皮等 悉聽用之…中略…並許之

『日本後紀』 嵐峨 弘仁元年(810)九月

- 12 太上天皇崩御于嵯峨院…中略…着以牛角帶…後略

『續日本後紀』 仁明 承和九年(842)七月

- 13 廿三日戊申 …中略…大納言正三位兼行民部卿陸奥出羽安察使安倍朝臣安仁薨…中略…未若  
 安仁為信濃介之能 後人莫之及 卽賜牙笏、玉帶

『三代實錄』 清和 貞觀元年(859)十二月

- 14 貞觀十二年十二月二十五日壬寅制 又聽六以已下着烏犀帶 但有通天文者 不在聽限

『三代實錄』 清和 貞觀十二年(870)十二月

- 15 唐衣服令云 革帶玉鉤 今接革帶以其所附金玉角等故有白玉帶 陰文帶 馬瑙帶 波斯馬瑙帶 紀伊石帶 出雲石帶  
 越石帶 斑犀帶 烏犀帶 散豆帶等之名其純方 丸鞆 樹上 等名 革帶其總名也

- 16 白犀帶 白氏詩云通天白犀帶照地紫麟袍

『倭名類聚鈔』四革帶(成立承平年間 931~937)

- 17 天皇讓位 立后太子 任大臣時裝束如例 玉帶陰文 螺鈿劍…後略 二宮大響 王卿以下  
 陰文帶 螺鈿劍 魚袋 靴…後略 列見考定 公卿陰文 螺鈿劍…中略…大臣大響 王卿  
 著陰文帶 螺鈿劍 主人或平帶云々 辨小納言巡方

- 18 帶…中略…紀伊石無文玉等公卿除節會行幸 大響 列見考定 立后 任大臣 相撲召合 慶賀等時之外著用無文  
 映玉雖有文四位五位用之 出雲石六位用之 近代六位上官著 用而有用角帶輩未為 馬瑙四  
 位五位著之 内匠式為御帶云々 烏犀王者已下无位以上通用 斑犀四位五位用之…後略

- 19 院宮事 御佛名、院司間人御身申刻限御衣青色其直衣隨時有例烏犀御帶

- 20 服者裝束服者不新削笏 見手板絰 切上緒繩纓冠 右以龜絰作之 牛角帶 帝王用烏犀黑角  
 ……後略

『西宮記』(成立10C後半?)

- 21 …駭鷄犀及載通 有一白理如線 又其角有光通天 鷄見之驚駭 故一名通天犀

『延喜式』卷二一 治部省(編纂 )

- 22 馬瑙御腰帶一条六道料 馬革一条長七尺廣六寸 縫料生糸一分 拭料調布五寸 入革脈料 芹小  
 一両 張革繩料麻小七両 黏料米一合 作革料油一合 塩三合 糟三升 染料酢一合 漆三

勺 炭五升 鎏具石一顆 方四寸 切石料大坂沙一石 鐵三廷半 裏併鉄料銀大六両 長功一百七十五人 革工七人 石七十二人 銀十五人 夫八十一人 中功二百四人小半 工一百九人大半 夫九十四人半  
短功二百卅三人小半 工一百廿五人小半 夫一百八人

『延喜式』卷十七 内匠寮

23 凡白玉腰帶 聽三位以上及四位參議着用 琥珀 馬瑙 斑犀 象牙 沙魚皮 紫檀五位已上通用 凡紀伊石帶隱文王者 及定褶石帶參議已上 刻鏤金銀帶及唐帶 五位已上並聽着用  
紀伊石帶白皙者 六位已下不得用之 凡烏犀帶 聽六位以下着用 但有通天文者 不在聽限

『延喜式』卷四一 弹正臺

24 関白藤原通隆於東三条行逆修仏事 以朝以裝束袴一襲 白玉隱文帶 劍 平緒 冠等修諷誦  
劍外皆納筥衣云々

『百練抄』 正曆五年（994）十月二日

25 甲戌 參官著造曹所定考訖…中略…左大弁著丸鞞帶著朝所退出云々

『權記』 長保四年（1002）八月十一日

26 壬寅 今日巳刻初參結政所興右大弁相友著巡方帶 廿七日癸卯參衙右中弁初參用丸鞞帶  
『權記』 寛弘二年（1005）六月二十六日

27 癸酉…又烏犀巡方二腰献内並東宮了 東宮鶴通天…中略…内鷺形依遺言今日献之

『左經記』 萬壽五年（1028）四月八日

28 乙未内大臣藤原師通於關白殿六条水閣被展曲水詩筵…中略…或人云曲水宴会之時必要桃花  
石帶云々

『中右記』 寛治五年（1091）三月十六日

29 辛巳、有試薬樂事…中略…侍從小納言巡方帶、螺鈿劍…後略

『後二条関白記』 寛治七年（1093）三月四日

30 丁酉 卯時裝束辰刻參六条院予藤原師通櫻萌木下重上裏打裏單張蒲萄也紺地平緒 螺鈿劍  
鑿物 隱文帶等 有靴 馬結唐尾

『後二条関白記』 寛治七年（1093）三月二十日

31 能登国鳳至孫得帶語十二

…通天ノ犀ノ角ノ艶ス微妙キ帶…

『今昔物語』（嘉承元1106年以降）

32 癸未 今日齊内親王禊午後參于本院用馬瑙帶 先例丸鞞者 而江師卿可著巡方之由諷諫 仍訪先達 左大丞基綱權  
辨時範皆用丸鞞者 宮亮又可依件等命 然而都督所命未決是非 仍只用馬瑙帶 通用之故也…後略

『永昌記』 長治三年（1106）四月廿二日

33 乙酉 今日賀茂祭也…中略…上卿蒔絵劍 予為隆馬瑙帶外記史巡方

『永昌記』 長治三年（1106）四月廿四日

34 正月 元日宴会御忌月并不出御儀…中略…公卿有文玉帶 飾劍 金魚袋 平緒靴 裝束大臣 家大饗 公卿隱文  
帶 螺鈿劍 非參議三位無文玉 蒔絵劍 辨以下純方帶 賭射…中略…應和二年公卿參入間雨降…中略

- ・通任少将純方帶螺鈿劍…後略
- 35 四月 同平野祭使儀・中略・使入自同門著純方帶 螺鈿帶 魚袋衛府闕腋但俊賀卿子孫、 丸鞆 蒔繪劍 縫腋  
不付魚袋或白重
- 36 七月 相撲召合・中略・今日公卿以下皆用無文丸鞆帶蒔繪劍但入道殿子孫者用螺鈿劍有文帶  
…後略 入道殿仰云 上官今日可用純方 近代殊不見
- 37 九月 十一日同小安殿行幸次第・中略・公卿參陣無文玉帶、蒔繪劍 齊王群行 自内裏被案 内齊  
王出野宮由之後有行幸・中略・小安殿被改帛御裝束巡方無文玉帶御輿葱華公卿等皆著隱文  
御大内時用無文
- 『江家次第』 成立天永二（1111）年
- 38 丁未 今日於新造大炊殿初有旬・中略・大外記師遠指巡方稀稱家說云云 此事不可然小外記  
章成又用巡方如何
- 『中右記』 天永三年（1112）十月廿三日
- 39 主上御元服也・中略・御元服日指有文玉巡方帶…後略
- 『長秋記』 天永四年（1113）正月一日
- 40 戊戌 後日少納言成隆來云小考定右大弁馬瑙自餘人巡方大夫史政重丸鞆各意趣異
- 『台記』 康治二年（1143）十月十五日
- 41 丁卯・中略・有左府若君元服事。…御裝束・中略・御帶 摂政殿巡方 天喜度被用鷺形 大治  
久安被用今巡方・中略・已似落花形美麗無極物也
- 『兵範記』 久安五年（1149）十月十九日
- 42 正月廿六日戊戌 今日内大臣德大寺實能大饗也・中略・有文玉帶名獅子形
- 43 二月廿二日 癸亥・中略・慶賀笏鶴通天帶丸鞆
- 『台記』 久安七年（1151）
- 44 四月廿七日己酉今日賀茂祭・中略・皇后宮使大進爲親鴛鴦通天小馬瑙
- 『台記』 久寿元年（1154）
- 45 甲午 今日御禊也・中略・宮道隆重、紀重行各著白重巡方帶濃裝束淺黃 幷日丁酉賀茂祭也・中略  
・中宮使裝束如常 二藍半臂下襲巡方鶴通天申殿下云々
- 『兵範記』 仁安二年（1167）四月廿七日
- 46 己未 此日右中將良通為春日祭使發向・中略・自閏白許以前筑前守以政被落花形納帶箱蓋
- 『玉葉』 治承二年（1178）十月廿九日
- 47 丁卯頭辨問初拝之間條々事・中略・一帶 巡方 欽丸鞆欽…後略
- 『吉記』 寿永二年（1183）七月五日
- 48 丁卯始開法成寺寶藏取出帶箱三合使家司左京權太夫光綱件帶箱黑塗圓桶三合各五重有上中下銘書紙  
押上又每懸子有一二三銘云々上桶玉案馬瑙此中巡方馬瑙有一筋世間所在馬瑙皆丸鞆也 此外無巡方云々中桶犀角巡方此  
中烏犀丸鞆一筋相交下桶犀角丸鞆并帶員卅六筋也
- 『玉葉』 文治三年（1187）三月廿五日

表11 史料に現れる鎧帶関連用語

期	紀年	西暦	関連用語	出典
A期	大宝一	701	綺帶	續日本紀 扶桑略記 天長格抄 續日本紀 令義解
	慶雲(和銅)四	707	革帶	
	和銅四	711	皮帶	
	和銅五	712	白銅、銀、皮帶	
	天平寶字一	757	金銀装腰帶 烏油腰帶	
B期	延暦十四	795	白玉帶	日本紀略 日本後紀 日本後紀 日本紀略 類聚三代格 日本後紀 續日本後紀 日本三代實錄 日本三代實錄
	延暦十五	796	鎧帶	
	延暦十八	799	玳瑁帶	
	大同四	809	白玉玳瑁等腰帶	
	大同四	809	玉石帶	
	弘仁一	810	雜石腰帶 銅鎧具	
	承和九	842	牛角帶	
	貞觀一	859	玉帶	
	貞觀十二	870	烏犀帶 通天文	
C期	承平年間	937	革帶 白玉帶 陰文帶 馬瑙帶 波斯馬瑙帶 紀伊石帶 越石帶	倭名鈔
	康保二	967	出雲石帶 斑犀帶 烏犀帶 散豆帶 白犀帶 純方 丸鞠 櫛上 馬瑙御腰帶 鎧具石 白玉腰帶 玳瑁 馬瑙 斑犀 定褶石帶	
	安和前後?	982	金銀刻鏤帶 唐帶 烏犀帶 通天文 駭鷄犀 載通 通天犀 象牙 沙魚皮 紫壇 紀伊石帶隱文王 紀伊石帶白哲	
	正暦五	994	玉帶陰文 陰文帶 平帶 巡方 烏犀御帶 牛角帶 烏犀黑角 紀伊石無文玉 無文 有文 出雲石 角帶 馬瑙 烏犀 御帶 斑犀 白玉隱文帶	
D期	長保四	1002	丸鞠帶	權記 權記 左經記 中右記 後二条関白記 後二条関白記 永昌記 今昔物語 江家次第 中右記 長秋記 台記 兵範記 台記 兵範記 玉葉 吉記 玉葉
	寛弘二	1005	巡方帶 丸鞠帶	
	萬寿五	1028	烏犀巡方 鶴通天 鶩形	
	寛治五	1091	桃花石帶	
	寛治七	1093	陰文帶	
	寛治七	1093	巡方帶	
	長治三	1106	馬瑙帶 丸鞠 巡方	
	嘉承一	1106	通天ノ犀ノ角ノ艶ス微妙キ帶	
	天永二	1111	無文丸鞠帶 有文帶 純方帶 丸鞠有文玉帶 隱文帶	
			純方帶 無文玉帶 無文玉 巡方無文玉帶 隱文 無文	
	天永三	1112	巡方	
	天永四	1113	有文玉巡方帶	
	康治二	1143	馬瑙 巡方 丸鞠	
	久安五	1149	巡方 鶩形 落花形	
	久安七	1151	有文玉帶名獅子形 鶴通天帶丸鞠	
	久寿一	1154	鶩鷄通天小馬瑙	
	仁安二	1167	巡方 鶩通天	
	治承二	1178	落花形	
	寿永二	1183	巡方	
	文治三	1187	巡方馬瑙 丸鞠 犀角巡方 烏犀丸鞠 帶員	

## B 史料の時期区分

以上に掲げた史料は、その性格や鎧帶に関する用語によって、A期～D期の4期に分けることができるだろう。A期は鎧帶が登場してから8世紀中頃まで。史料は法令主体で、鎧具の材料は金属に限られている。B期は8世紀末～9世紀、A期と同様に法令が主体だが、材料に玉石や動物素材が現れ、用語が増加する。C期は10世紀におさまり、史料は法令および故実書が主体。原材料には金属以外のものが多数加わるが、単に材料の種類だけでなく、それが色調などの要素でも区別される。さらに、丸鞠・巡方など、鎧具の形態に対する名称が現れることにより用語が激増する。D期は11～12世紀で、帯に関する記載のある史料は日記主体。帯関連の用語はその多くをC期から踏襲しているが、鎧具やその材料に対する形容詞がより細分化し、C期とは異なる様相がみえる。各期の史料とそこに記載された関連用語は表11にまとめておいたが、これには史料が法令から儀式書や辞典、さらに日記へと変化すること、鎧具の材料が金属から玉石主体へ推移したことが良く表れている。

表12 材料に関する用語と初出期

A期	初出年	712 (史4) 銀 白銅	718 (史5) 金 烏油 (銅)						期別 項目数 4	
	項目数	2	2							
B期	初出年	795 (史6) 白玉	799 (史8) 玳瑁	809 (史11) 玉石	810 (史12) 雜石	842 (史13) 牛角	859 (史14) 玉	870 (史15) 烏犀 通天文	8	
	項目数	1	1	1	1	1	1	2		
C期	初出年	937(史16.17) 馬瑙 波斯馬瑙 紀伊石 出雲石 越石 斑犀 散豆 (犀角) 白犀 陰文玉	967 (史22-24) 金銀刻鏤 定褶石 紀伊石隱文王 紀伊石白哲 駭鷦犀 載通 通天犀 象牙 沙魚皮 紫壇	10C後 (史18-21) 紀伊石無文玉 無文 (玉) 有文 (玉) 烏犀黑角 角	994 (史25) 白玉隱文玉					25
	項目数	9	10	5	1					
D期	初出年	1028 (史28) 鶴通天 鷲形	1091 (史29) 桃花石	1149 (史42) 落花形	1151 (史43) 獅子形	1154 (史45) 鴛鴦通天	1167 (史46) 鴛通天	1187 (史47) 犀角	8	
	項目数	2	1	1	1	1	1	1		

### C 材質の変化とその時期

つづいて4期に分けた史料群に現れる期ごとの鎧帶関連用語数と、個々の期において初出する鎧具の材料に関する用語の数を比較しながらその変化の流れを見て行こう（表12・図14）。

A期の鎧具材料が金属に限られることは既述したが、史料4に銀・白銅とあり、史料5では金・烏油（銅+漆）とこの間にも変化が見られる。奈良時代の金属製以外の鎧具としては、紺玉、斑貝、斑犀などが知られているが（正倉院）、それらは特殊なものであり、服制としては石製品に関する史料はなく、奈良時代前半にはまだ普及をみなかったようである。帯の名称などを含めた関連用語は7語あり、そのうち材料に関わるものは4語である。

B期には、白玉・玳瑁あるいは単に玉とするものや牛角などが現れる。このほか雜石・烏犀という記載もあり、A期と比較すれば金属以外の材質が加わっているが、種類はさほど多くない。この期に含まれる関連用語は11語で、材料に関する語は8語ある。

C期になると関連用語51語、材料関係の用語が25語と著しく増加する。特に関連用語にその傾向が強く表れている。これは種類の増した鎧具材料名を付した帯名称が使われていることにもよるが、純方・丸鞠・櫛上など、鎧具の形態別の呼称の出現や、B期では「通天文」の1語だけであった材料に対する形容詞も増加した結果であろう。とくに陰文・隱文・無文・有文などの、おそらく文様あるいは地模様を表現する用語が加わることには注目すべきである。

D期でも関連用語は43語と、C期同様に多様であるが、材料関係の用語は8語と減

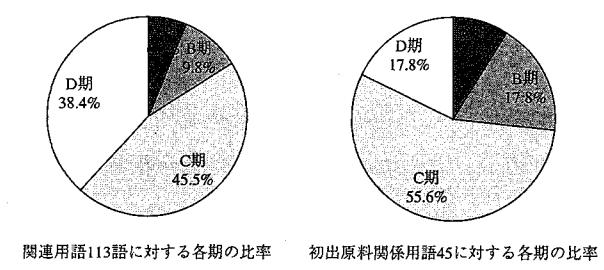


図14 関連用語と初出材料関係用語の比率

じている。材料の多くはC期からそのまま引き継がれ、新たに加わるもののが少ないが、その反面、「有文玉帶名獅子形」・「鶴通天帶丸鞠」・「有文玉巡方帶」など、素材のより細かな形質差を表現した新しい語彙や、それらを組み合わせた多数の帶名称が使用されている。

このようにA期からD期への史料における表現の変化を見ると、当初位階により規定されていた帶の使用に関する条件が、後には伝統に則った、着用する場との関係を重視して決定されるようになったことを示している。位階との関係のみで規定されていた材質に関する記載が、儀式や節会などの場面での選択を中心とする記述に変化していく時期に注目すれば、この傾向がC期に明確に認められることは明らかであろう。そして、平安京での遺物の出土状況から見れば、そのような動きの一部が、史料から知ることのできる時期より先行し、9世紀すなわちB期に既に始まっていた可能性が指摘できる。いずれにせよこの動向は、律令体制下において官人の位階を識別する服制の一翼を担った鎔帶の性格が、平安時代に至り、そこで確立し保守され始めた王朝貴族社会の伝統性の表現に重点を据えた装身具として変異していった過程とする事ができるだろう。

## 5. 平安時代における石帶の展開

以上見てきたように、平安時代の鎔具の大半が石製品であったことは、遺物・史料の両面からみても明らかである。そして遺物の出土状況から、この状況は既に長岡京で生じていたことが確認できる。

### A 鎔帶から石帶への転換

かつて石帶は、鎔帶の禁止を受けて登場し、一時的に鎔帶への復帰による中断を経て、その後再び復活したと言う解釈が行われていた。<sup>(25)</sup> その根拠としては、『日本後紀』延暦十五年（796）の「禁鎔帶 以支鎔錢也」、および弘仁元年（810）の「又去大同二年八月十九日下彈正臺例云 雜石腰帶…中略…一切禁断者 臣等商量 雜石易得 造賣多人 至于着用 亦復難損 銅鎔具者以漆塗成 動易剥落 今難易各異 價直是同 爲弊一也…中略…伏望雜石及毛皮等 悉聽用之…中略…並許之」という二つの記事があげられている。

しかしながら、長岡京での8割におよぶ石製鎔具の出土を認めるならば、この解釈にはその出発点からの見直しが求められるのである。なぜならば、長岡京における石製鎔具の出土比率は、鎔帶から石帶への転換が、既に長岡京で半ば以上達成されていたことを示すものであり、また、平安京・長岡京・平城京から出土する未製品・石材などに見える製作技法の変遷は、鎔帶の出現がさらに奈良時代にまで遡りうる可能性を示唆しているからである。<sup>(26)</sup> したがって、「禁鎔帶」の記載をもって、石帶の使用が開始されたという解釈は成立し得ないことになろう。

ところで、これまで多くの研究者が指摘しているように、史料に現れる鎔帶に関する規定には、常に五位以上と六位以下の間に大きな隔たりがある。<sup>(27)</sup> 『日本紀略』には、前年の延暦十四年（795）条に「聽參議已上白玉帶」とあるが、それとの対比でみれば、延暦十五年のこの禁令は下位に対するものだろう。ただし、この禁令には後に「…以支鎔錢也」と続いており、その対象が、文

字どおり銅製鎧具、すなわち六位以下が着けた、いわゆる「烏油腰帶」であることは明らかで、ここでは、既に存在していた黒色の石製鎧具は禁止の対象にはなっていないのである。

黒色の石製鎧具を装着した石帶は、長岡京で「烏油腰帶」と互換性を持つものとして定着し、この禁令以後もそのまま使用され続けたと見ることができる。「禁鎧帶・・」の記事に、それに替わる措置に関する記載が全く付帯しないのは、延暦十五年の時点では代替品を必要としない程、石帶が普及していた結果と見なせるのである。

それでは、11年後の「雜石腰帶…中略…一切禁断者」という大同二年（807）の彈正臺例はどういうように理解できるのだろう。まず、「雜石」とはいかなる石であったのかを検討して見よう。この彈正台例までの帶に関する記事には、先ほどの延暦十四年「聽參議已上白玉帶」と、『日本後紀』延暦十八年（799）の「勅玳瑁帶者。先聽三位已上着用。自今以後五位得同着」がある。いずれも上位者の着け得る玉類に関する規定であり、これにより、玉類を使用した帶が上位者の間に広まつたことは推測できる。しかし、これらの高級な材料が「雜石」と総称された中に含められていたとは考えにくい。また、この彈正台例は、雜石の禁止を解く弘仁元年（810）の記事に引用されたものだが、そこには「雜石」に対する鎧具として「…銅鎧具者 以漆塗成…」の記載がある。つまりそれは「烏油腰帶」を指すものであり、このことから「雜石腰帶」が「烏油腰帶」に対応したものであることは理解できる。

しかし、これだけでは「雜石」がいかなる石であったのかという先の疑問の解答にはならない。では、先述した延暦十五年条の検討をふまえ、別の角度から考察して見よう。

長岡京において、黒色の石帶が「烏油腰帶」と互換性を持つ一すなわち「烏油」に触れない黒色であるならば、石製でも可一ものとして容認されていたとみられることは先にも述べた。長岡京の石製鎧具の80%が黒色であることが、この推測を裏付けるものであるが、一方で、長岡京の石製鎧具には、わずかながらも黒色以外の色調を持つものが含まれていることには注目しておくべきであろう。おそらくこれらは、黒色の石製鎧具が許容されたことを受けて出現した、烏油と互換可能な黒色であることを逸脱した、先駆的な「雜石腰帶」だったのではないだろうか。それに後続する平安京での、多彩な色調を持つ石製鎧具の急激な増加は出土遺物にみる通りで、延暦十五年の鎧帶禁止による石帶への全面的な転換が、鎧具の色調の幅をさらに拡大させたものといえるだろう。そしてこれが、五位までの上位者の間に普及しはじめた玉類との識別において、混乱を生じさせる事態を招いた結果、大同二年（807）の彈正臺例が発せられたと理解できるのではないか。つまり、この彈正臺例の禁止の主眼は、黒以外の様々な色調を持つ石製鎧具であり、その多様性ゆえに、これらを「雜石」と総称して「禁断」したのであろう。ここでもまた「烏油腰帶」と同様の意味を持つ黒色の石帶は引き継がれ、新規に製造する帶についての規定として「烏油腰帶」が採用されたと考えられるのである。

この考えにしたがえば、大同二年の「雜石…一切禁断」は、銅製鎧具への全面的な復帰の根拠とはなり得ず、実態的には、三年後の弘仁元年（810）条に「雜石易得 造賣多人」が、雜石解禁の理由の一つにあげられるような状況が継続していたものと思われる。加えてこの一文には

続いて「雜石」の利点と「銅鎔具」の欠点が併記され、さらにこの両者について「價直是同 爲弊一也」とあり、この時点まで禁止されていたはずの「雜石」が売買されている実態を容認するだけでなく、むしろ奨励している節さえ読み取れるのである。

### B 石帶の展開

ともあれ、弘仁元年の雜石解禁を契機として、鎔帶の「雜石」化と石材の多様化が、B期の早い段階において、さらに促進したものと思われる。ただ、史料を見る限りでは、上位者の着け得る帶材料の種類が増えるにも関わらず、六位以下に対しては、黒色に限定するという原則が貫かれている。これは鎔具材料の種類が25種にまで増加したC期に到っても同様で、五位以上には、「玳瑁 馬瑙 斑犀 象牙 沙魚皮 紫檀五位已上通用」などと『延喜彈正式』に見えるように、上位には多種の材料を許可する反面、下位に対しては「凡烏犀帶 聽六位以下着用 但有通天文者 不在聽限」と黒色の帶のみが許容されているのである。

この「烏犀帶」については『三代實錄』貞觀十二年（870）条に「又聽六以已下着烏犀帶 但有通天文者 不在聽限」と、ほぼ同文の記事がある。『延喜式』の記載が、これをそのまま引き継いだものとすれば、「烏犀帶」はB期の後半には六位以下に許されていた黒色の帶ということになる。ここで留意しなければならないのは、その材料の「烏犀」についてである。烏犀を文字どおり解すれば黒色の犀角であるが、犀角という高級な材料がはたして実際に下位の帶に使用されたのかという疑問が生じる。

この時期までの犀角の帶に関する遺物は、正倉院の斑犀帶が知られているだけで、もちろんB期の史料にもこれ以外に犀角に触れたものは残っていない。そのため、この「烏犀帶」を黒色の石帶ととらえる見解もある。<sup>(28)</sup>しかし、既述したように黒色の石帶はすでに長岡京で、「烏油腰帶」に替わり定着をみており、この時点で聽される必要がないものであろう。したがって、この「烏犀帶」を黒色の犀角と素直に解釈し、貞觀十二年頃には、かつては高級な帶材料であった犀角までもが、それが黒色でありさえすれば許容されるに至ったと理解できるのではないか。

これに関連して先述した『延喜式』の五位以上の鎔具材料のなかに「斑犀」が含まれていることが注目される。これがいつ頃許容されたのかは、該当する史料がなく明らかではないが、貞觀十二年に六位以下に「烏犀」が許されていることからすれば、この時点までに上位者には「斑犀」が許容されていたのではないだろうか。ならば、犀角は品質によって「斑犀」・「烏犀」に区別されてきたことになる。<sup>(29)</sup>

鎔具材料の品質差に関しては『延喜式』にも興味深い記事がある。それは『延喜彈正式』に「斑犀」と併記されている「馬瑙」が、『延喜内匠式』にも「御腰帶一条」の料として記載されていることである。ここで考慮する必要があるのは、五位までに許容された「馬瑙」と「御腰帶」の料として使用された「馬瑙」との差である。そこには当然、馬瑙の色調・模様など品質による区別があったであろう。同文中には材料として「鎔具石一顆 方四寸」の記載があるが、前章で検討した石製鎔具の製作工程からみれば、「方四寸」の石材は帶一条の料としては過剰に思える大きさである。<sup>(29)</sup>おそらくこれは、使用する部位の吟味を見込んで設定された量なのではないだろ

うか。

以上の点から、B期の史料にはないが、C期にあらわれる内容の一部には、B期のうちに登場し、実際のB期の帶材料は史料に見える以上に多様であった可能性があること、また、それらが材質の相違だけでなく、同種の材料の中においても品質差によって区別されていたことが想定できる。

B期に対応する9世紀代の遺構からは多様な石種・色調の石製鎧具が出土する。もちろん、このなかには右京三条三坊三町の鉈尾（107）などのように、「玉」として差し支えないものも含まれていようが、それらは少数で、大多数が「雜石」と理解できるものである。B期の高級な原材料の増加を前提として、同種の材料でも品質の劣るもの、あるいは高級な原材料に見かけが類似する多種の石材を用いて、様々な品質の幅を持つ石帶が生産されていたのではないだろうか。

### C 石帶の意義の変質

さて、C期の史料にみえる関連用語の数が、B期に較べ著しく増加している事はすでにみたとおりである。ところがC期に対応する10世紀に位置づけられる出土資料は非常に少なく、さらに11世紀以降のD期とできる出土資料は、いまのところ1例も確認されていない。

史料の中に最も関連用語が多出する時期に対応する出土資料がないことは、出土資料の大半が「雜石」とみられることからすれば、B期において下位の使用した「雜石腰帶」が、C期以降にはほとんど姿を消していたことを示すものだろう。

B期における「雜石腰帶」の普及は、材質・色調により位階を区分すると言う、鎧帶本来の機能をしだいに喪失させ、この出土例がほとんどなくなる10世紀以降には、下位の着ける石帶は消滅し、玉帶あるいはそれに準じる高級な帶のみが、限られた貴族層が特定の場で着用する装身具として機能していたものと思われる。これは、D期の史料をみるとより明らかで、『中右記』寛治五年（1091）三月十六日条の「…或人云曲水宴会之時必要桃花石帶云々」や、D期の史料に散見する、賀茂祭での小外記や大進など六位・七位相当に対する記載などを見ても、着用する帶の選択が、位階よりもむしろ場面に規定される側面が強まっていった様子がうかがえるのである。

さらに、D期には「鴛鴦通天小馬瑙」・「鶴通天帶丸鞆」・「有文玉帶名獅子形」など、C期にはない用語で形容される帶が現れ、「已似落花形美麗無極物也」と『兵範記』久安五年（1149）条にみえるように、より華美な帶が嗜好される方向に推移していったようである。

これらの記述は、日記というD期の史料の性格から、ほぼ当時の実態を反映したものととらえてよいのではないかと思われるが、寛治元年（1087）から保延四年（1138）までを記した藤原宗忠の日記である『中右記』に興味深い記載がある。天永三年（1112）十月廿三日の「丁未 今日於新造大炊殿初有旬…中略…大外記師遠指巡方稀稱家説云云 此事不可然 小外記章成又用巡方如何」とあるのがそれで、この記載の天永三年の時点では、宗忠は51歳、正二位権中納言である。この記事の中で宗忠は大外記の師遠と小外記章成までもが、巡方の帶を着用していることを、目に余る行為として非難しているのである。

しかし師遠は『江談抄』に「大外記師遠 諸道兼学者歟…」と評されるように、当時識者と

して知られていた人物であり、また『師遠年中行事』の作者でもある。しかもこの天永三年にはそれを作成中であった事を考えると、宗忠自身の文中に「・家説云々」ともあるように、巡方帯の着用が師遠の無見識からきた行為ではなく、両者の認識している帶着用に関する規範が異なっていたことがこの記述に現れているのではないだろうか。祭事や年中行事の儀典が確立して行く中で、形骸化した服制に替わる新たな規範が生成し、またその規範も時代とともに変化し、決して不变のものでは無かったといえよう。

#### D 石帯の生産と流通

平安京から出土した鎧帶関連遺物と史料を総合し、腰帯の意義の変化をたどってきたが、その意義に最も大きな変化をもたらす契機となったのはB期の「雜石腰帯」の普及であることは明らかであろう。しかし、その前段階である長岡京における石製鎧具の増加や、平城京から出土する未製品の存在も見過ごすことのできない重要な事実である。石帯の生産は、この流れの中でどのように行われてきたのだろう。石帯生産遺跡の発見事例は未だ少なく、また製作に直接関連する遺構の検出例もないため、現状では推測にとどまらざるを得ないが、以下に生産形態や流通に関する見通しを述べておきたい。

製作技法とその推移については、前章で平城京・長岡京の資料と平安京左京六条三坊八町・左京八条三坊七町から出土した遺物を中心に考察を進めたが、ここであらためて注目したいのは、平安京のふたつの生産遺跡における製品と石材の内容差である。

左京六条三坊八町からは、未製品・原石・石材片のほか、多量の細片が出土している。その色調を見ると、第2章でみた色系統のすべてに該当するものがあるが、石種自体は7種に限定される。しかし、最も重要な点は、これらの石種が出土した製品の石種と一致していることである。それに対して左京八条三坊七町の未製品や石材片では、同系統の色調に対しても複数の石種があるほか、色系統ではその他に含めたうちにも多様な石種が存在する。しかも、それ以外の種類の石材を用いた製品も多数認められるのである。これら石材片と石種が一致しない製品が、再利用を目的とした備蓄品であった可能性があることも前節で見たとおりである。

以上2遺跡における遺物の内容の相違点からは、それぞれの遺跡における生産形態や規模の差がうかがえる。左京六条三坊八町は遺構の状況から、規模の大きな邸宅跡と推定される。ここでの出土状況は、石材が、この邸宅で製作する製品のためだけに持ち込まれたことを示すものであり、この邸宅の住人の要請に応じた、限定された製品を製作していたことを示唆している。一方、左京八条三坊七町の遺物のありかたは、不特定多数の官人層を対象とする私的生産活動を示すものとみることができるのではないか。そして、その製品は近接する東市へ供給され、販売されていた可能性が高い。<sup>(31)</sup>さらに史料からは、『延喜内匠式』に見られるような生産形態が別に存在したことを知ることができる。<sup>(32)</sup>以上のことから、石帯生産には、1 宮廷の用に供する帯の、内匠寮のもとでの生産・2 特定の貴族層の要請に応じた、その邸宅内での生産・3 市での販売を目的とした市中での生産と、三種の生産形態が考えられ、3のような生産及び流通が、平安時代前期に急速に拡大したものと想定できる。

## 5 おわりに

以上、平安京における鎧帶関連遺物の出土状況・製作技法を検討し、鎧帶の意義の変化や生産形態などについて考察してきた。

唐制の導入にともない、官人の位階を表現する用具のひとつとして、新たな制度下に再編成された奈良時代の鎧帶の意義は、長岡・平安への時代の推移とともに大きく変容していったのである。石帶の普及と、特定の上位者に限定されていた玉帶使用の下方への拡大などが、平安時代初期における「雜石易得 造賣多人」という状況を生み、その結果、位階を表現する鎧帶本来の意義を急速に喪失させたものと思われる。

このような平安京における石帶の展開は、同時期に緑釉・灰釉などの国産施釉陶器が、奈良三彩に替わって、その品質を下方に下げながら急激に普及していった事象とも符合するのである。平安時代前期の様式転換は土器のみにとどまらず、今回みた鎧帶という服飾品にも変化をもたらしたのであり、その鎧帶に象徴された制度自体の変質の発現であったといえよう。

最後に本稿を作成するにあたって、多数の方々からの御助力を得た。文末ではあるがご芳名を記して謝意を表したい。

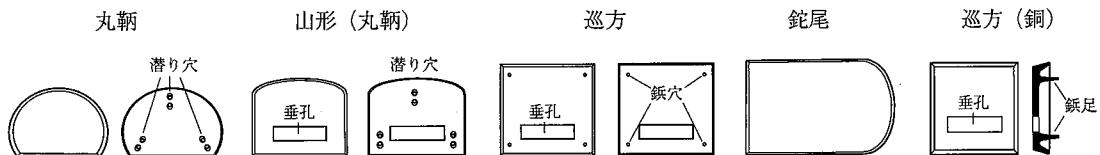
まず、長岡市埋蔵文化財センターの木村泰彦氏には、本稿執筆の直接の動機を喚起する御意見をいただいたばかりでなく、遺物の調査や集成にも御協力をいただいた。集成した資料の整理に関しては、調査スタッフの藤村雅美・大立目道代氏の協力を得たほか、藤村敏之・山口真の両氏には執筆中に様々な補助をいただいた。また、石材片の分類や実測には、別府大学 志賀智史氏、実測図の整理には、三井省吾氏の協力を得た。

平安京関係の資料の集成については、京都市埋蔵文化財研究所 綱伸也・伊藤潔・上村和直・木下保明・久世康博・小檜山一良・菅田薰・鈴木廣司・鈴木久男・辻純一・辻裕司・長戸満男・中村敦・平方幸雄・平田泰・丸川義広・本弥八郎・山本雅和・吉崎伸、京都市考古資料館 原山充志、京都文化博物館 植山茂、平安高校 萩本勝、関西文化財調査会 吉川義彦の各氏から資料の提示と出土状況などに関する御教示を得た。平安京以外の都城関係の遺物調査や実見にあたり、奈良国立文化財研究所 小林謙一・玉田芳英、奈良市教育委員会 三好美穂・池田裕英・松浦五輪美、長岡市埋蔵文化財センター 岩崎誠・小田桐淳・山本輝雄、向日市埋蔵文化財センター 國下多美樹、向日市文化資料館 玉城玲子、大山崎町教育委員会 古閑正浩・寺島千春・林亨・福島克彦の各氏に御配慮いただいた。また、各地の参考資料収集や遺物の実見にあたり、滋賀県文化財保護協会 畠中英二、三重県教育委員会 水橋公恵、橿原考古学研究所 佐々木好直、香川県埋蔵文化財調査センター 佐藤竜馬、防府市教育委員会 大林達夫・柳智子、府中市教育委員会 荒井健二、千葉県教育庁 福田明美、埼玉県埋蔵文化財調査事業団 田中広明、新潟市蔵文化財センター 謙山えりか、の各氏から御助力・御意見をいただいた。さらに本稿作成中に、吉川義彦、京都国立博物館 尾野善裕の両氏には貴重な御意見、御批判をいただいた。各位および関係機関に深甚なる謝意を表する次第である。

註

(1) 鎏帶・石帶に関する用語や名称は、研究者間でも一致せず、また歴史的な変遷も認められ、現状では統一が困難である。本稿では、帯飾り具をつけた帶を「鎔帶」と総称し、特に石製の帯飾り具をつけた帶について「石帶」と呼称する。

帯飾りの総称として「鎔具」を用い、その材質により銅製・石製と区別する。鎔具および各部位の名称は以下のように用いている。



(2) 本稿作成中に、集成に遺漏した遺物を確認した。また、平安京関係の発掘調査により、あらたに数点の資料が出土した。合わせて10件程であるが、本稿で提示した内容や統計的な結果に影響をおよぼすものではなく、今回は追加を見送った。

(3) 京都市内の墳墓からの出土例としては、山科区西野山古墓があるが、時期が確定できないことと、平安京との関連が不明なため、今回の集成には加えなかった。

梅原末治「山科村西野山ノ墳墓ト其ノ発見ノ遺物」『京都府史跡勝地調査会報告第二冊』京都府  
1920

(4) 平尾政幸「平安京右京三条二坊」『昭和60年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財) 京都市埋蔵文化財研究所 1988

なお、周辺の調査に関しては、平尾政幸「平安京右京三条二坊」『平安京跡発掘調査概報 昭和56年度』京都市文化観光局 1982、堀内明博・木下保明「平安京右京三条二坊」『昭和61年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財) 京都市埋蔵文化財研究所 1988などがある。

(5) 梅川光隆ほか『平安京右京六条一坊—平安時代前期邸宅跡の調査—』『京都市埋蔵文化財研究所調査報告第11冊』(財) 京都市埋蔵文化財研究所 1992

(6) 周辺の調査の概要是平成1~8年度の『京都市埋蔵文化財調査概要』に掲載している。

(7) 平尾政幸「平安京右京六条一坊」『平成7年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財) 京都市埋蔵文化財研究所 1988

(8) 吉川義彦氏の御教示によれば、このほか朱雀院跡の調査で石製鎔具が銅鏡とともにピットに埋納された例がある。この資料は今回の集成には含めていない。

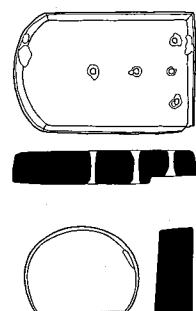
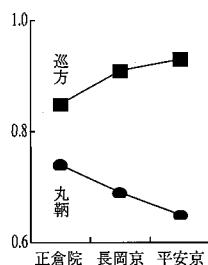
(9) 田中広明「律令時代の身分表象I」『土曜考古学研究会』1990

(10) 田辺昭三氏の御教示と御配慮により、北京大学の宿白氏に実測図・写真を御検討いただいた。石材・形態ともに唐のものであるとの回答を得た。なお、この型式の鉈尾は西安市何家村窖藏出土遺物の中にもある。

(11) 石種の同定は、石材の産出地を特定し、地域差や流通を検討する上で欠くことのできない問題であ

- る。重要な課題として認識しており、今後その方面でも検討をすすめたい。
- (12) 長岡関係の資料の調査に関して木村泰彦・國下多美樹氏の御協力を頂いた。
- (13) 平城京や長岡京など、以前の都城からもたらされたもの以外に、他地域の製品が含まれている可能性もある。
- (14) 田中勝弘「5. 遺物の概要」『国道365線バイパス工事に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書』滋賀県教育委員会 1981
- (15) 平尾政幸「第V章 考察」『平安京右京三条三坊 京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1990  
小森俊寛・上村憲章「京都の都市遺跡から出土する土器の編年的研究」『研究紀要 第3号』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1996
- (16) 京都文化博物館 植山茂氏の御教示によれば、この遺跡に近い平安京右京二条二坊十六町でも石挽き鋸による切断面を持つ石材片が十数点出土している。付近に生産跡が存在した可能性が高い。
- (17) 左京六条三坊から出土したE2段階の原材(125)は、『延喜内匠式』に「御腰帶一条」の料として記載がある「鋸具石一顆 方四寸」に近似する大きさである。この程度の石材が、1帯分の原材として認識されていたのかも知れない。
- (18) ここで示した作業工程は、全般的に見た場合についてであり、石材の種類や大きさによっては例外もある。
- (19) 石挽き鋸については、『延喜内匠式』に「切石料」として「大坂沙一石 鐵三廷半」とあることから、大坂沙(金剛砂)を研磨剤にして鉄板を用いていることがわかる。遺物の切断面の平面性から見て、鉄板の動きは安定しており、『出雲上代玉作遺物の研究』や『古代玉作の研究』に紹介されている「石引き鋸」に近い装置を想定している。  
濱田耕作・島田貞彦・梅原末治「出雲における上代玉作の遺跡と遺物の研究」『出雲上代玉作遺物の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告第十冊 1927  
寺村光晴「第五章 攻玉技術とその復元的考察」『古代玉作の研究』吉川弘文館 1971
- (20) 『加賀片山津玉造遺跡の研究』に「コマ磨り機」として紹介されているような工具が想定できる。  
中口裕「第6章 現代の攻玉技術」『加賀片山津玉造遺跡の研究』加賀市教育委員会 1963  
なお、前掲『出雲上代玉作遺物の研究』にも第17図に「鋸鑽」として掲載されている工具にコマ様のものがある。
- (21) 大阪府文化財調査研究センター秋山浩三氏に、長岡京左京第249次調査出土の不明石製品がこれに当たるのではないかと御教示いただいた。國下多美樹の御配慮により遺物を実見したところ、表裏および2側面に石挽き鋸の切断痕を確認した。  
秋山浩三「長岡京跡左京第249次発掘調査概要調査」『向日市埋蔵文化財調査報告書第41集』向日市埋蔵文化財調査研究センター 1997
- (22) 木村泰彦・國下多美樹・玉城玲子氏の御配慮により遺物を実見した。確認できた製品37点のうちに、打撃によるもの13例に対して、石挽き鋸が12例(不明12)あった。

- (23) 奈良市教育委員会 三好美穂氏の御配慮により遺物を実見するとともに、出土状況などについて御教示頂いた。また、このほか右京二条三坊や左京三条六坊でも未製品と石材片が出土している。
- a 中井公『平城京東市跡推定地の調査II 第4次発掘調査概報』奈良市教育委員会 1984
- b 三好美穂・久保邦江「平城京右京七条一坊十五坪の調査 第427次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成11年度』奈良市教育委員会 2001
- (24) 従来、鎔帶の開始については『扶桑略記』の記載を根拠に慶雲四年（707）とされていたが、川尻秋生氏により和銅四年（711）に下がるという見解が提示されている。
- 川尻秋生「白玉腰帶について—延暦十五年正月五日官符に関する一試論」『千葉史学第15号』千葉歴史学会 1989
- (25) 伊藤玄三「末期古墳の年代について—東北地方末期古墳出土遺物を通して—」『古代学第14巻 第3・4号』古代学協会 1968
- 佐藤興治「考察 金属器」『平城宮跡発掘調査報告VI』奈良国立文化財研究所 1976
- 阿部義平「鎔帶と官位制について」『東北考古学の諸問題』寧楽社 1976
- ただし、この見解には異論もあり、たとえば亀田博氏は「八世紀末頃から鎔は銅から石へ材質転換を行い、石帶が生まれてくる。」としている。また、木村泰彦氏は、長岡京での石製鎔具の出土例を集め、延暦14年以前に石帶がすでに存在した事実を指摘している。
- a 亀田博「鎔帶と石帶」『考古学論叢』関西大学 1983
- b 木村泰彦「長岡京の鎔具」『長岡京古文化論叢II』中山修一先生喜寿記念事業会 1992
- (26) 石帶の出現が奈良時代にまで遡ると推測する根拠としては、このほか石製鎔具の幅／長比の変化がある。現在、明らかに奈良時代とされる石製鎔具の報告例が少ないため、正倉院の玉帶類と長岡京・平安京の丸鞠・巡方にについてその幅／長比を求め、比較してみると、丸鞠では、正倉院0.74・長岡京0.69・平安京0.65と扁平になり、巡方では、正倉院0.85・長岡京0.91・平安京0.93と正方形に近づくという結果が得られ、時期的な変遷がたどれる。（右のグラフ）もう一つの根拠としては、東京都府中市の武藏国府関連の826次調査で出土した石製の鉈尾（右図上）である。この裏面の後端が一段抉れる型式は、長岡京・平安京の出土例ではなく、類例は正倉院の紺玉帶に求められる。鉈穴の配置が異なる点を除けば、断面形も類似しており、奈良時代の型式として良いかと思われる。さらに、この鉈尾と同一の石材で作られた丸鞠未製品（右図下）が、平城京東堀河から出土している。石材だけではなく、大きさに対する厚みや研磨状態などの技法面でも共通点の多い資料であり、ともに奈良時代後半の遺物と考えられる。
- 『武藏国府関連遺跡発掘調査報告23—国府地域の調査19—』府中市教育委員会 2000
- 前掲（23）a
- (27) 『續日本紀』「禁六位已下以白銅及銀飴皮帶」『令義解』衣服令「一品以下五位以上…中略…金銀装腰



- 帶・六位・七位・八位・初位・烏油腰帶・衛府督佐・金銀裝・志以上・烏油』『三代實錄』「又聽六以已下着烏犀帶…」『延喜式』「凡烏犀帶 聽六位以下着用」など、制度上は六位以下には黒色の鎔帶以外は禁じられている。
- (28) 木村泰彦 前掲 (25) b
- (29) 六位以下に烏犀帶を許す『三代實錄』貞觀十二年十二月二十五日条には、「…但有通天文者 不在聽限」との但書きが続いている。この通天文については、『延喜治部式』に「…駭鷄犀及載通 有一白理如線 又其角有光通天 鷄見之驚駭 故一名通天犀」とあり、白い脈状の模様がある犀角を意味するものであろう。これは「通天文」の有無によって烏犀を区別したものであるので、犀角には、斑犀・通天烏犀・烏犀の区別があったことになる。なお、正倉院(北倉)宝物中に「通天牙笏」があり、模様の状態を理解するうえで参考となる。
- (30) 平城京や長岡京でも、市の推定地に近接する遺跡から未製品・石材片が出土しており、石帶工房と市の関連が想定できる。
- (31) 「鎔具石一顆 方四寸」を文字通り受けとれば約12cm立方の大きさになるが、左京六条三坊八町の原材(125)のような状態であったとすれば、立方体に切断したものではなく、一部に自然面を残した石材であったと思われる。仮に、この程度の大きさの石材から出土例で最大の厚みを持つものを参考にして、石挽き鋸で厚さ9cm前後の板状材を取った場合、12枚程になる。自然面側の面積は小さく、利用できない可能性があるが、その反対側では約12×12cm程の板状材が獲得できることになる。鎔具の大きさを最大例から4cmとしても、1枚の板状材から数枚ずつの製品が取れることになり、鉈尾を考慮に入れても、帶一条分の料として「方四寸」はかなり余裕のある大きさといえよう。
- (32) 『延喜内匠式』には「馬瑙御腰帶一条」の製作に関わる工人について、革工・石(工)・銀(工)・夫の記載がある。また『類聚三代格』の内匠寮の人員を規定する太政官符には「玉石帶工二人」の記載がみえる。これら複数の業種の工人が、内匠寮の管轄下で帶の生産に携わったことがわかる。ただし、彼等が同一の場所で帶生産に従事したのかは明らかではない。またこれは、市中の生産遺跡と想定している平安京左京八条三坊七町の事例に於いても同様で、そこで鎔具だけが生産されていたのか、あるいは帶として完成するまでの全工程が行われていたのか、現状の資料から判断することはできない。
- (33) 平尾政幸「施釉陶器の変質と波及」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3施釉陶器』古代の土器研究会 1994

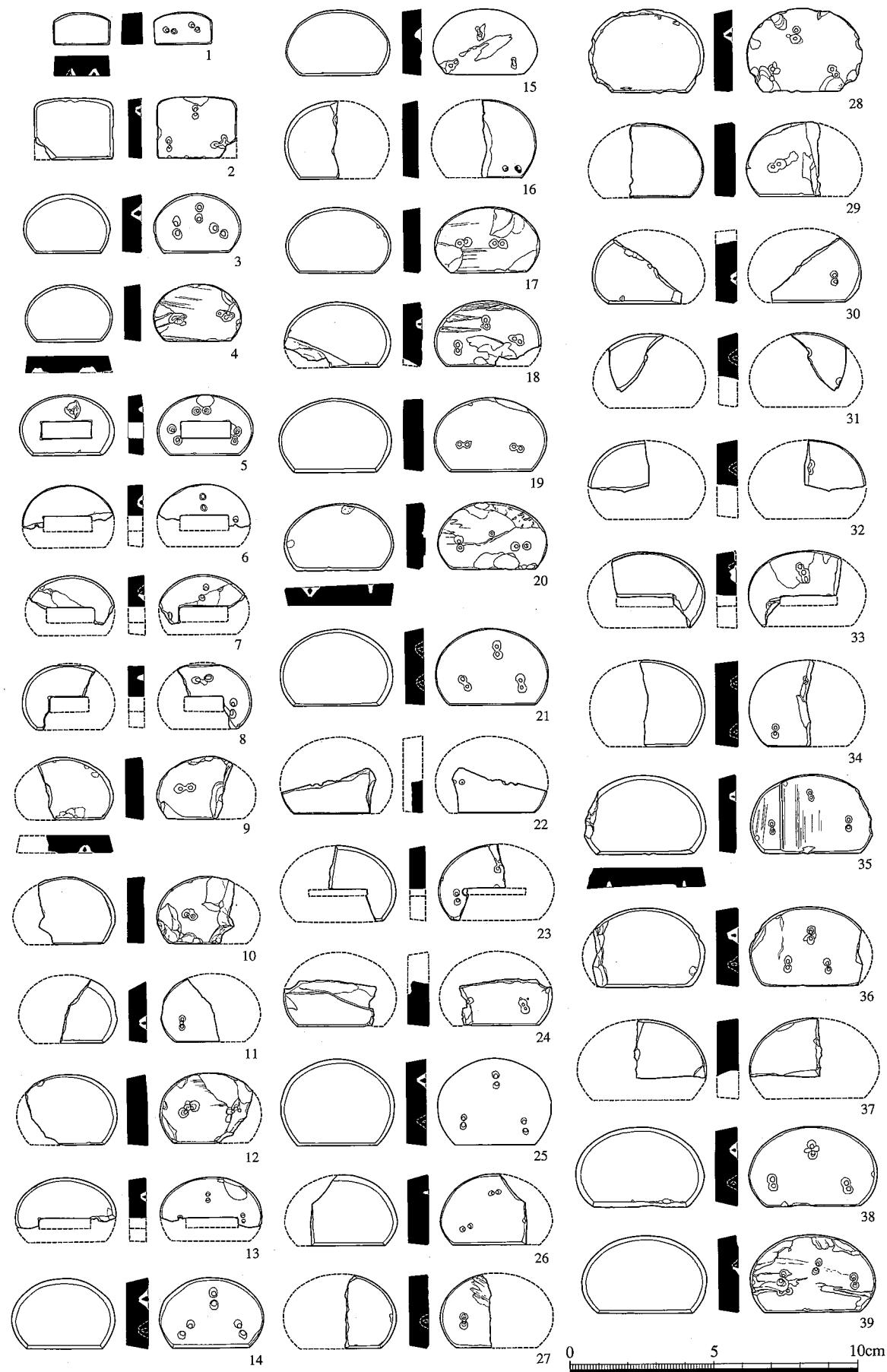


図15 平安京出土鎔帶関係遺物実測図1

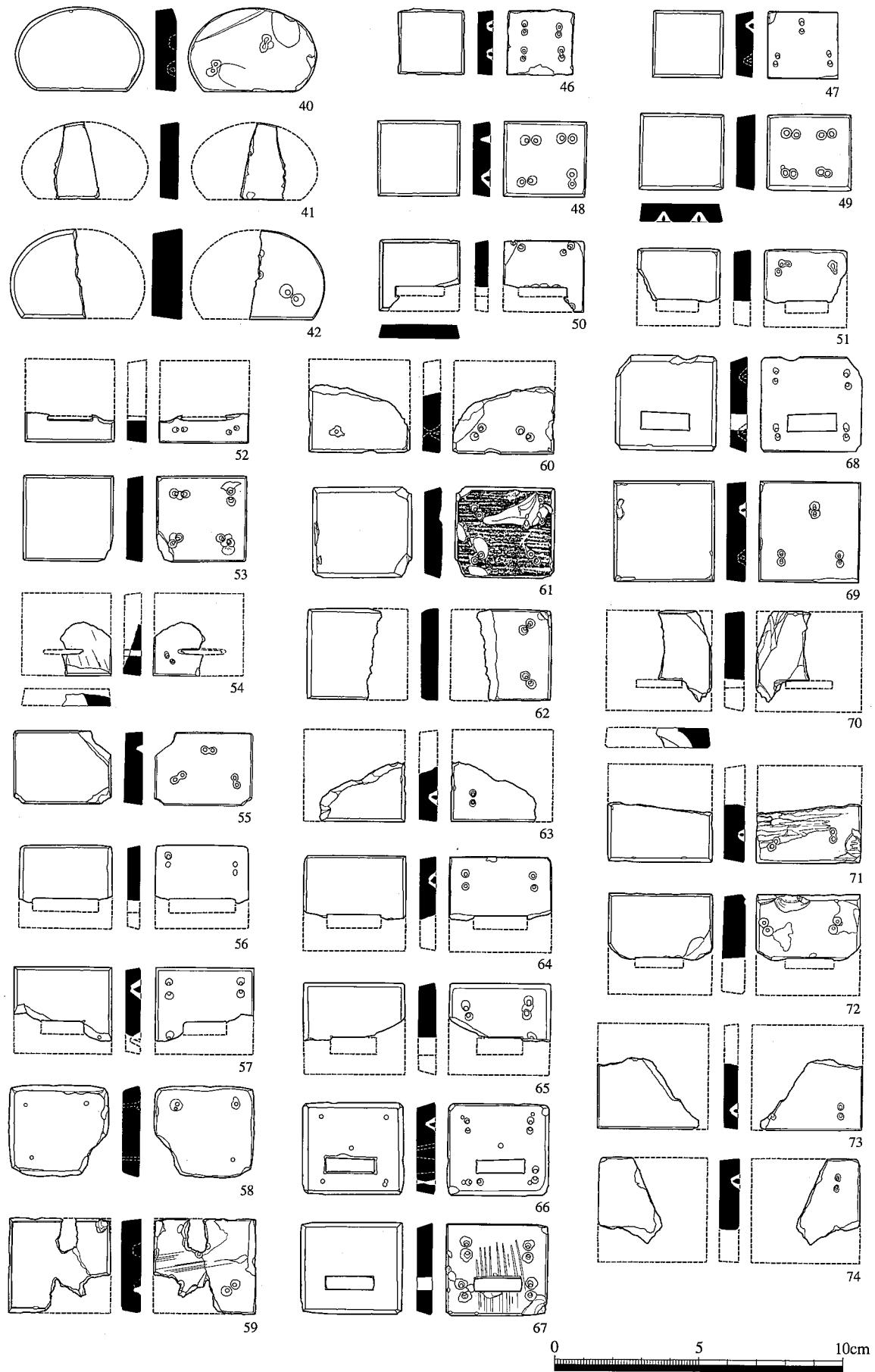


図16 平安京出土鎧帶関係遺物実測図 2

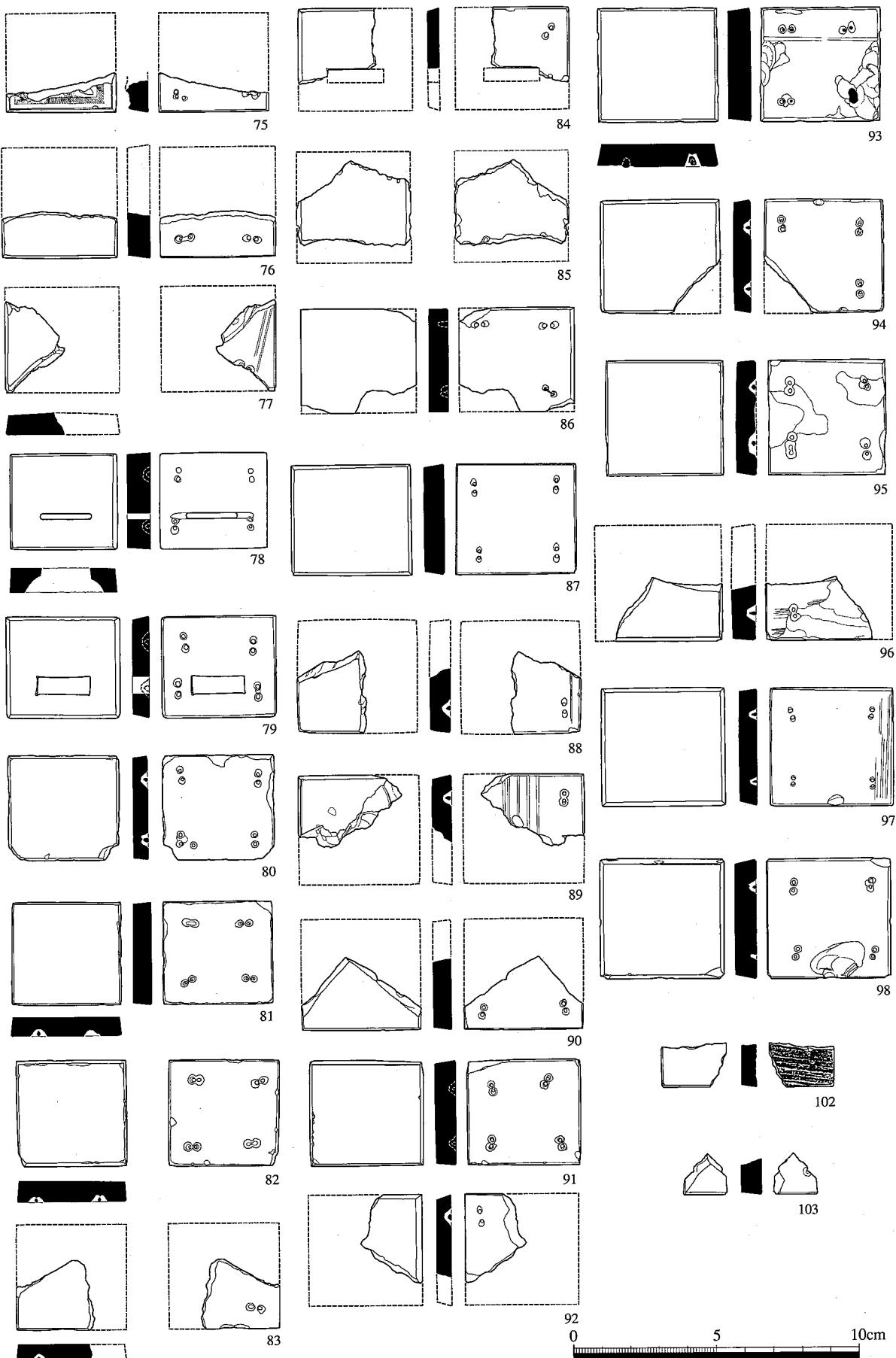


図17 平安京出土鎧帶関係遺物実測図3

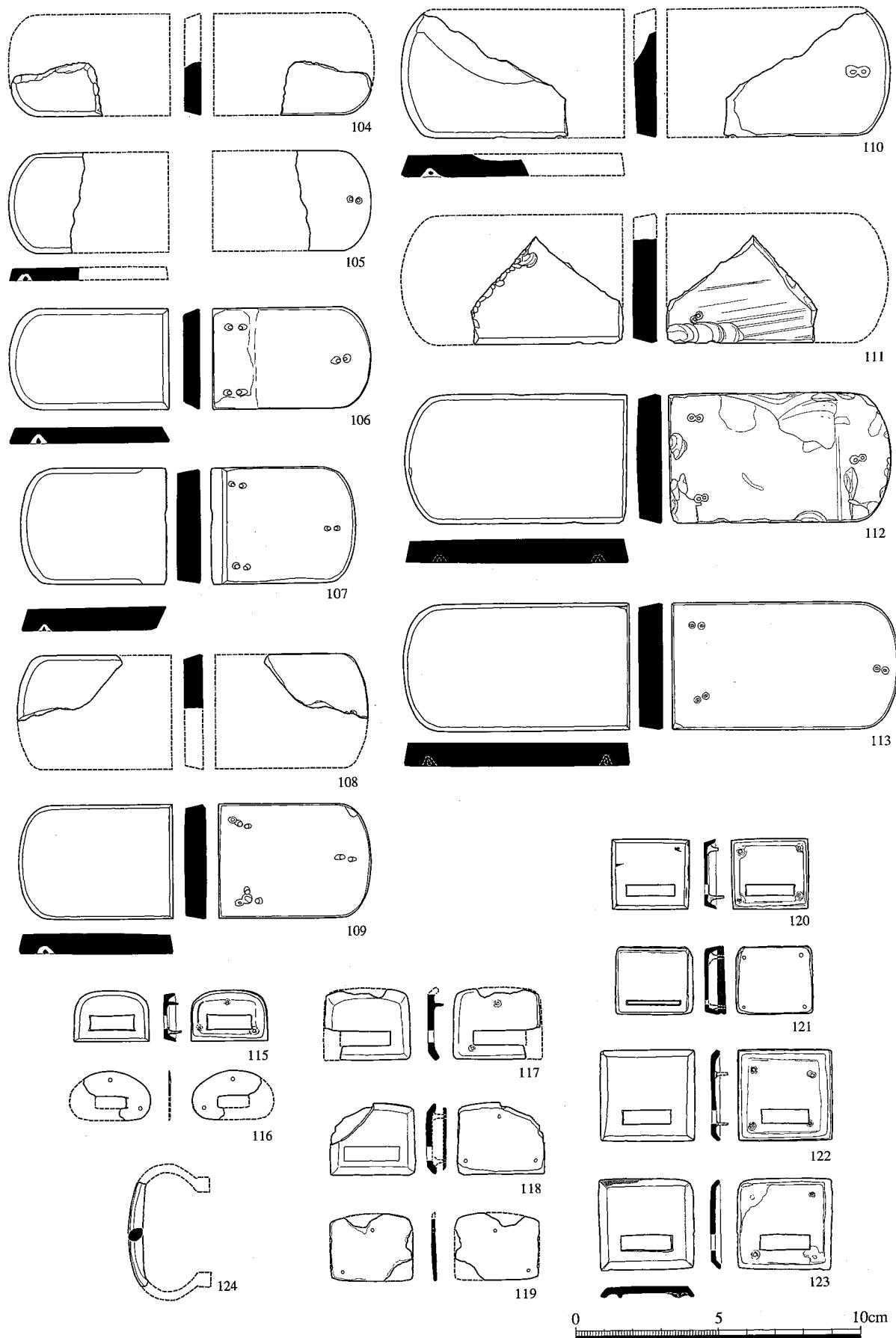


図18 平安京出土鎺帶関係遺物実測図4

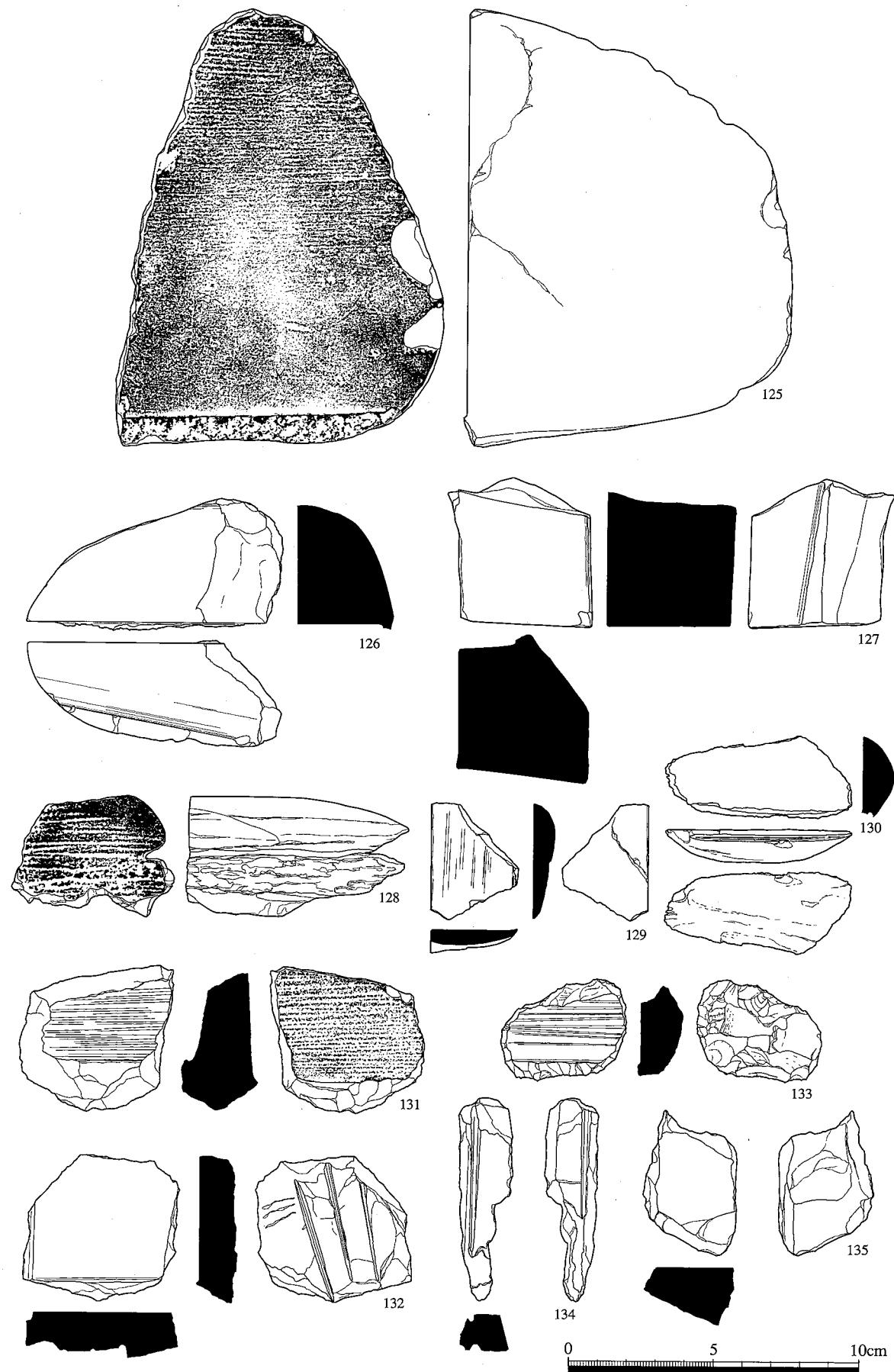


図19 平安京出土鎧帶関係遺物実測図 5

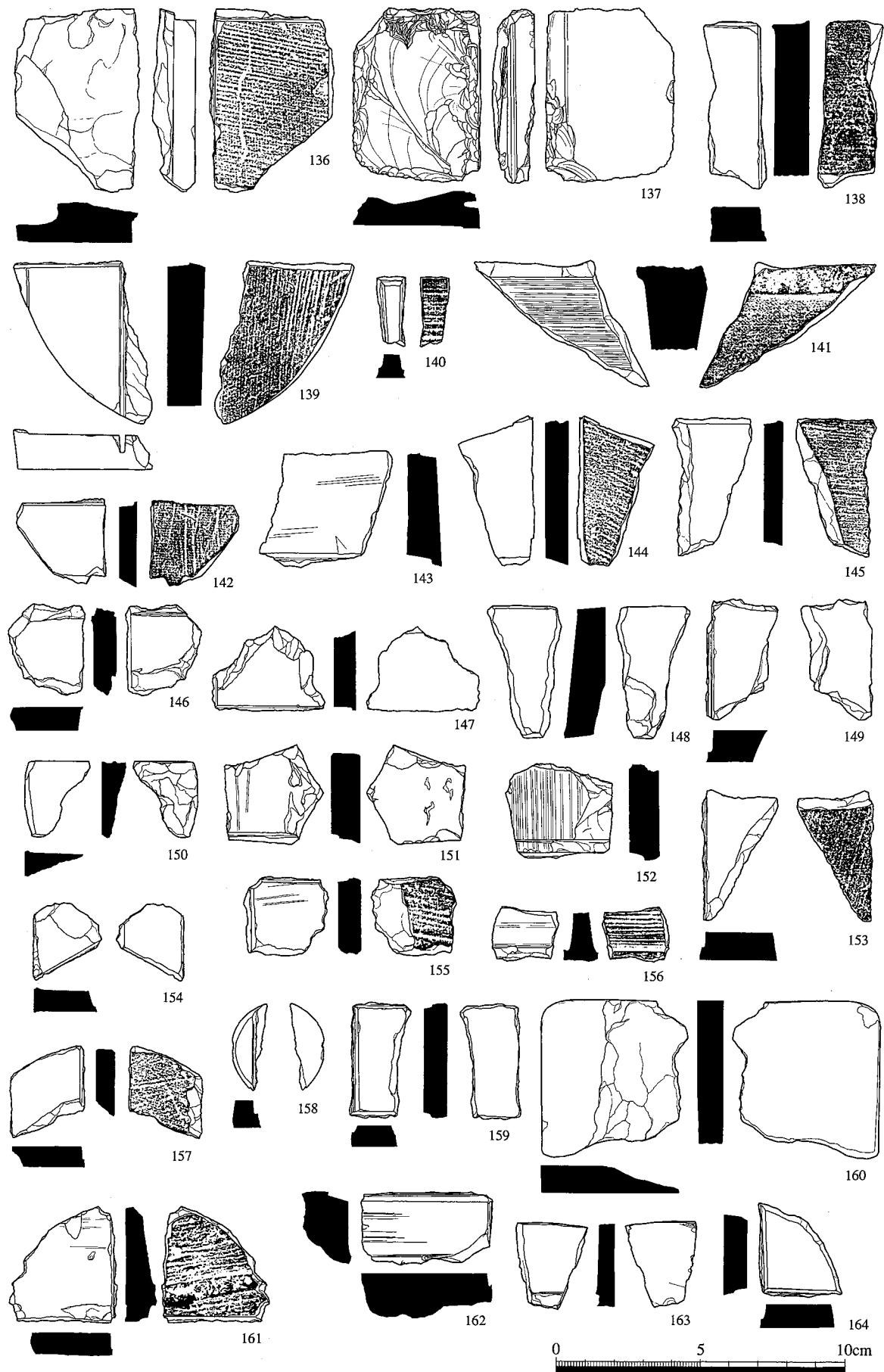


図20 平安京出土鎔帶関係遺物実測図 6

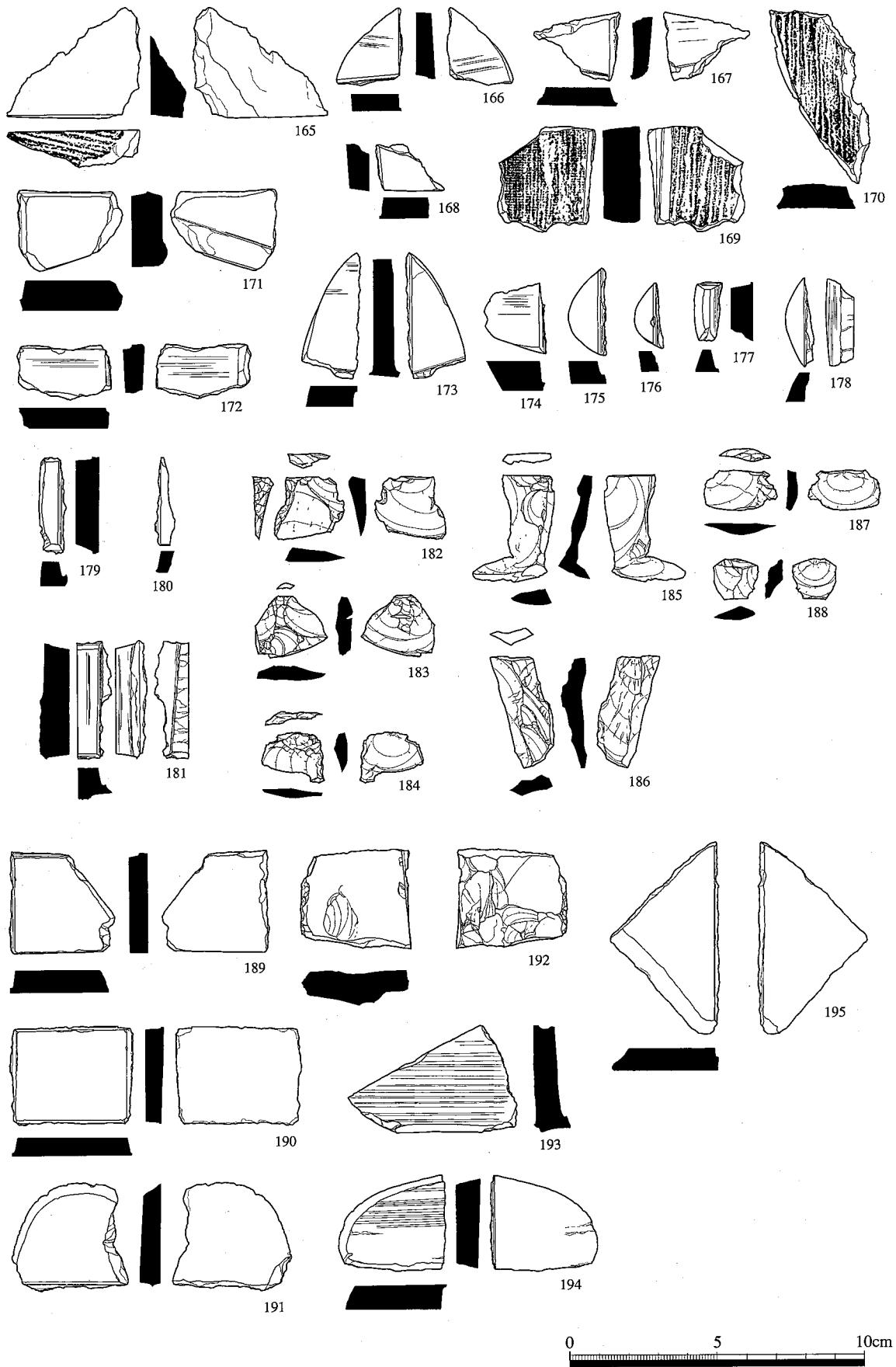


図21 平安京出土鎧帶関係遺物実測図 7

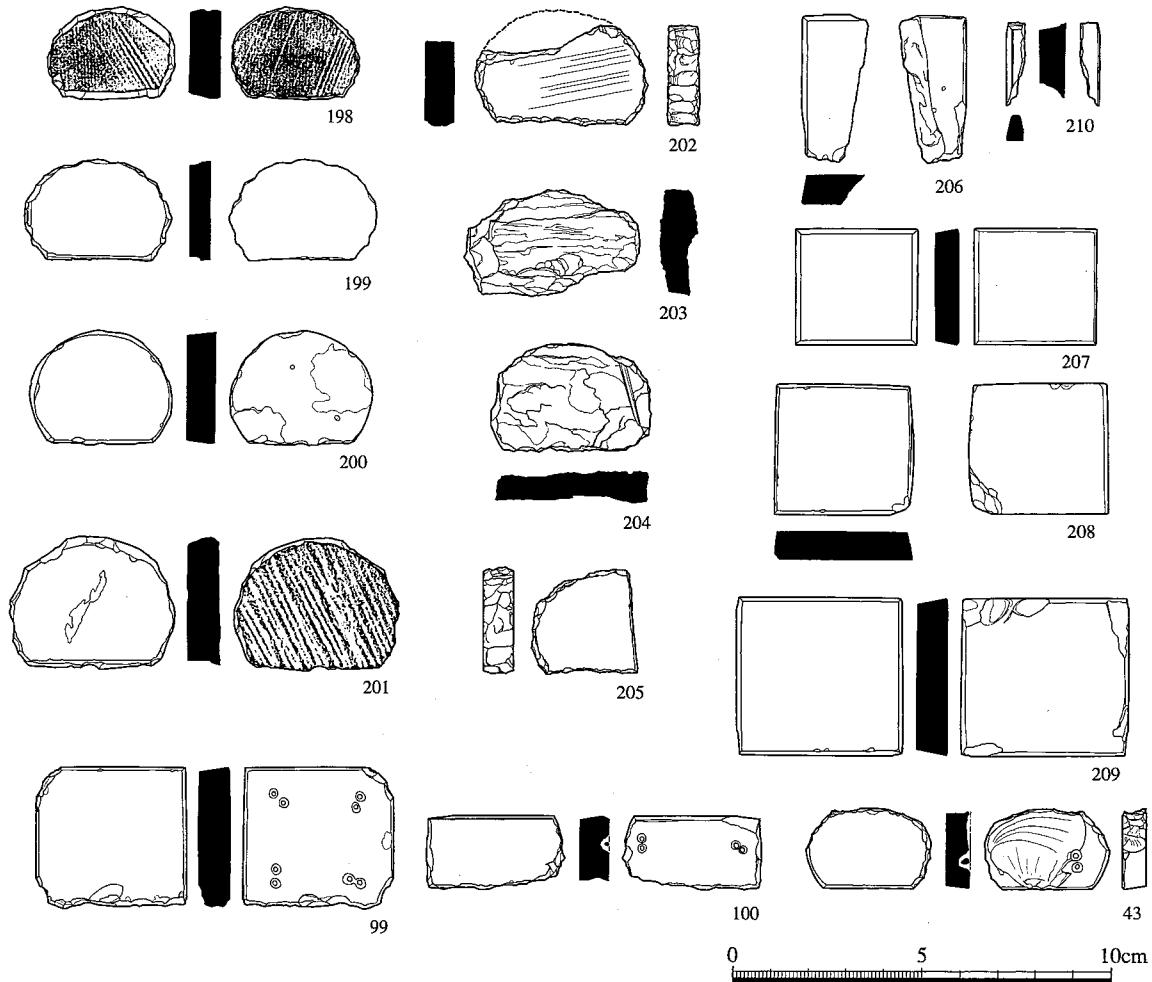


図22 平安京出土鎧帶関係遺物実測図 8

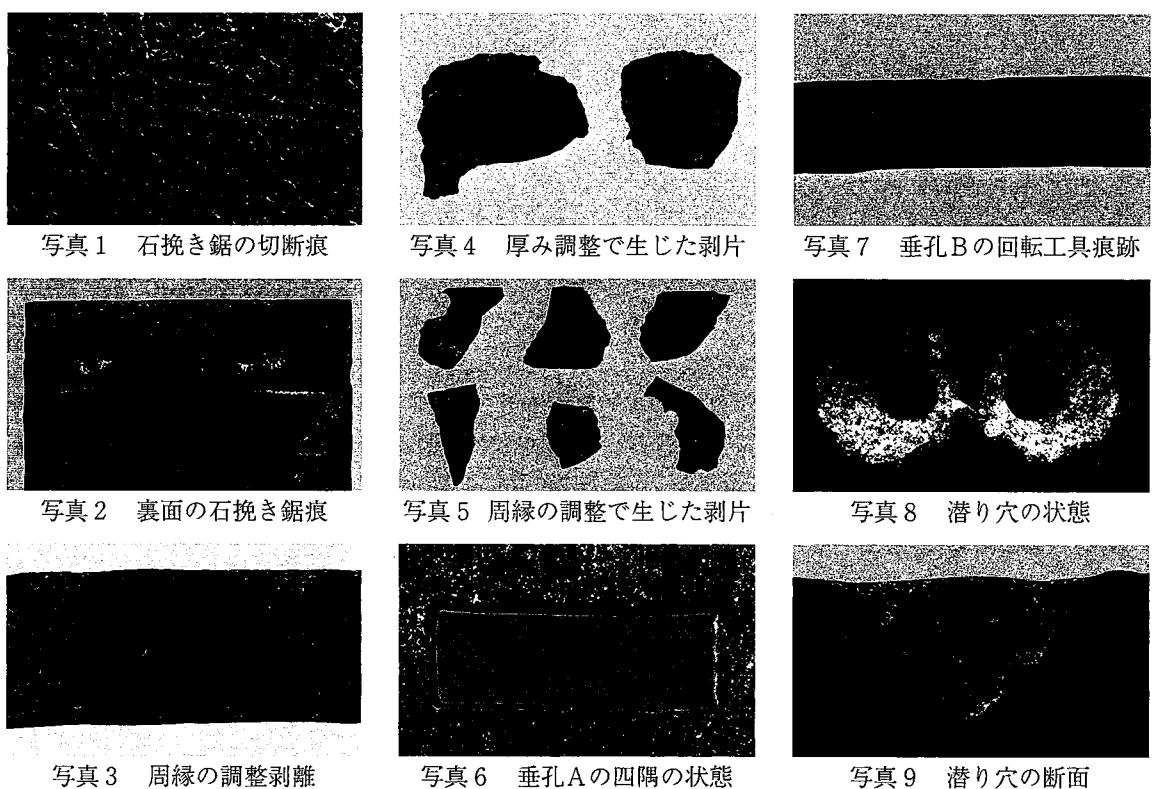


表13 文献一覧

番号	書名
1	『平安京跡発掘調査報告-左京四条一坊』 平安京調査会 1975
2	『平安京発掘調査概報 京都市埋蔵文化財研究所概報集1978-II』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1978
3	『平安京西市跡-南病院中棟新築工事に伴う発掘調査の概要』 京都市埋蔵文化財研究所 1980
4	『平安京跡発掘調査概要文化庁国庫補助による発掘調査の概要1979年度』 京都市文化観光局 1980
5	『平安京左京八条三坊』 京都市埋蔵文化財研究所調査報告第6冊 1982
6	『昭和56年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1983
7	『平安京土御門鳥丸内裏』 平安京跡発掘調査報告第10輯 1983
8	『北野廃寺跡-文化庁国庫補助事業による発掘調査の概要』 京都市埋蔵文化財研究所 1983
9	『北野廃寺発掘調査報告書』 京都市埋蔵文化財研究所 1983
10	『左京四条三坊十三町-長刀鉾町遺跡』 平安京跡発掘調査報告第11輯 古代学協会1984
11	『昭和57年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1984
12	『平安京跡研究調査報告書第12輯 押小路殿痕・平安京左京三条三坊十一町』 古代学協会 1984
13	『左京七条一坊十三町 平安京東市外町の調査』 平安中・高等学校 1985
14	『昭和58年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1985
15	『昭和58年度平安京跡発掘調査概報』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1985
16	『平安京跡研究調査報告第16輯』 古代学協会 1985
17	『昭和59年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1987
18	『平安京左京三条四坊四町 京都市中京区疊華院前前ノ町』 京都文化博物館 1987
19	『京都府遺跡調査概報第27冊』 京都府埋蔵文化財調査研究センター 1988
20	『左京八条三坊七町』 京都文化博物館調査研究報告第1集 京都文化財団 1988
21	『昭和60年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1988
22	『昭和61年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1989
23	『平安京右京三条三坊』 京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊 1990
24	『昭和62年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1991
25	『平安京右京五条二坊九・十六町 京都文化博物館調査研究報告第7集』 京都文化博物館 1991
26	『平安京右京六条一坊』 京都市埋蔵文化財研究所調査報告第11集 1992
27	『平成4年度京都市内遺跡立会調査概報』 京都市文化観光局1992
28	『昭和63年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1993
29	『平成3年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1995
30	『平成4年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1995
31	『平成6年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1996
32	『淳和院跡発掘調査報告 平安京右京四条二坊』 関西文化財研究所 1997
33	『花園大学構内調査報告V』 花園大学考古学研究室 1998
34	『花園大学構内調査報告VI』 花園大学考古学研究室 1998
35	『平成7年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1998
36	『平成8年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1998
37	『平成9年度京都市埋蔵文化財調査概要』 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1999

表14 平安京出土石製鎧具一覧（製品-1）

No	遺跡No	種類	垂孔	色調	色系統	幅	長	厚み	時期	文献No
1	L16	丸鞘*	--	灰白色に黒斑	白+黒斑	1.1	2.0	0.7	9c後	未報告
2	R28	丸鞘*	--	白色の地に灰色の小斑	白+黒斑	2.1	2.8	0.4	9c後	24
3	L19	丸鞘	--	緑灰色淡緑灰色斑	淡緑	2.0	3.0	0.7	9c前	16
4	L22	丸鞘	--	黒色	黒	2.0	3.1	0.6	9c後	5
5	R30	丸鞘	A	黒色	黒	2.1	3.3	0.5	9c後	未報告
6	R01	丸鞘	A	透明感のある淡緑灰色に白色の脈と小黒斑	淡緑	(1.4)	(3.2)	0.6	不明	37
7	X03	丸鞘	A	淡緑灰色に小黒斑	淡緑	(1.7)	(3.0)	0.6	9c後	8
8	R15	丸鞘	A	淡緑灰色	淡緑	(2.2)	(2.7)	0.6	9c前	23
9	L22	丸鞘	--	黒色	黒	2.2	(2.6)	0.6	9c後	5
10	R31	丸鞘	--	黒色	黒	2.3	(2.7)	0.6	不明	21
11	R24	丸鞘	--	淡灰褐色と灰色が脈状に混じる	その他	(2.2)	(1.9)	0.6	9c後	36
12	L19	丸鞘	--	黒色	黒	2.4	(3.2)	0.7	不明	24
13	L03	丸鞘	A	やや透明感のある白色 少し黄味帯びる	白	(1.7)	3.5	0.6	不明	未報告
14	L20	丸鞘	--	赤褐色に白濁した半透明の縞	その他	2.4	3.6	0.7	9c前	16
15	L16	丸鞘	--	暗緑色に緑灰色の斑および淡緑灰色の脈	暗緑	2.3	3.6	0.7	9c後	未報告
16	L22	丸鞘	--	淡黄灰色	その他	2.7	(1.9)	0.5	9c後	5
17	R21	丸鞘	--	黒色	黒	2.3	3.6	0.6	9c後	31
18	R10	丸鞘	--	やや青み帯びた半透明の白色	白	2.3	3.7	0.6	10c前	35
19	R23	丸鞘	--	わずかに灰味ある乳白色、斜方に縞状の地文	白	2.7	3.9	0.7	9c後	35
20	R17	丸鞘	--	黒色	黒	2.3	3.8	0.7	9c前	23
21	R20	丸鞘	--	黒色	黒	2.7	3.9	0.7	9c後	25
22	R02	丸鞘	--	淡緑灰色	淡緑	(1.6)	(3.3)	(0.4)	9c前	37
23	L22	丸鞘	B	透明感のある淡緑灰色	白	2.6	(2.4)	0.6	9c後	5
24	L22	丸鞘	--	半透明白色、貫入が目立つ	白	(1.6)	(3.2)	0.8	9c後	5
25	L11	丸鞘	--	淡緑色白斑	淡緑	2.8	3.9	0.6	不明	1
26	L04	丸鞘	--	不明	不明	2.5	(3.1)	0.8	不明	7
27	L21	丸鞘	--	緑灰色半透明	淡緑	(2.5)	(1.8)	0.7	9c前	31
28	R22	丸鞘	--	黒	黒	2.9	4.0	0.6	不明	26
29	L22	丸鞘	--	暗緑色	暗緑	2.6	(2.6)	0.7	9c後	5
30	L25	丸鞘	--	やや緑灰かかる白色半透明	白	(2.3)	(3.2)	0.7	9c前	31
31	L09	丸鞘	--	黒色	黒	(2.0)	(1.8)	0.7	不明	18
32	X01	丸鞘	--	灰味の乳白半透明地に淡緑灰色の薄い横縞	白	(1.7)	(2.1)	0.8	不明	未報告
33	R18	丸鞘	B	象牙色	白	2.6	(3.3)	0.7	9c後	24
34	L22	丸鞘	--	象牙色と淡緑灰色、透明感のある白色の縞	淡緑+白脈	3.0	(2.2)	0.7	9c後	5
35	L03	丸鞘	--	黒色	黒	2.8	4.2	0.7	不明	未報告
36	R27	丸鞘	--	かすかに青灰味を帯びた乳白色	白	2.8	(3.9)	0.8	不明	14
37	L06	丸鞘	--	わずかに淡緑灰かかる半透明	白	(2.4)	(2.5)	0.8	不明	未報告
38	L16	丸鞘	--	淡く褐色かかる白灰色半透明	白	2.8	4.4	0.8	9c後	未報告
39	L15	丸鞘	--	白色	白	2.7	4.3	0.7	9c後	29
40	L22	丸鞘	--	黒色	黒	2.9	4.4	0.7	9c後	5
41	L22	丸鞘	--	暗緑色	暗緑	2.8	(1.6)	0.6	9c後	5
42	L22	丸鞘	--	半透明白色、赤褐色の脈が入る。	その他	3.1	(2.6)	1.0	9c後	5
43	L22	丸鞘	--	黒色	黒	2.2	3.3	0.6	9c後	5
44	R06	丸鞘	--	青灰色	その他	2.1	3.5	0.6	不明	34
45	R07	丸鞘	--	不明	その他	2.9	3.9	0.6	不明	未報告
46	R11	巡方	--	白色に黒色の斑状結晶	白+黒斑	2.3	2.3	0.6	9c前	21
47	R14	巡方	--	黄色味おびた緑灰色	淡緑	2.3	2.4	0.6	9c後	23
48	L20	巡方	--	緑灰色淡緑灰色斑	淡緑	2.6	2.9	0.6	9c前	16
49	L20	巡方	--	緑灰色淡緑灰色斑	淡緑	2.6	2.9	0.6	9c前	16
50	R05	巡方	A	黒	黒	2.5	2.7	0.5	10c前	37
51	L22	巡方	A	白色の地に結晶質の黒斑	白+黒斑	(1.9)	2.9	0.6	9c後	5
52	L21	巡方	B	暗黄色、黒色、乳白色の斑状	その他	(1.1)	3.1	0.7	9c前	31
53	L16	巡方	--	黒色	黒	3.0	3.1	0.6	9c後	未報告
54	L16	巡方	B	半透明白色	淡緑	(1.9)	(2.3)	0.6	9c後	未報告
55	R19	巡方	--	白色の地に結晶質の黒斑	白+黒斑	2.6	3.5	0.6	9c前	32
56	L14	巡方	A	黒色	黒	(2.0)	3.2	0.5	不明	30
57	R17	巡方	A	緑灰色に暗青色の斑紋	暗緑	(2.6)	3.4	0.5	9c前	23
58	R22	巡方	--	淡緑灰色	淡緑	3.2	3.4	0.7	不明	26
59	R22	巡方	--	黒	黒	3.3	3.6	0.7	不明	26
60	R22	巡方	--	淡灰色と緑灰色の縞に灰色の脈	淡緑	(2.4)	3.5	0.6	不明	26
61	L27	巡方	--	黒色	黒	3.2	3.4	0.6	9c前	未報告
62	X02	巡方	--	黒色	黒	3.2	(2.6)	0.6	9c後	9
63	R28	巡方	--	白色	白	(2.1)	(2.9)	0.4	9c後	24
64	L22	巡方	A	淡黄褐色と暗灰色の縞、石榴石の小結晶	その他	(2.2)	3.5	0.6	9c後	5
65	R23	巡方	A	灰白色に淡緑灰色の縞	淡緑	(2.0)	3.5	0.6	9c後	37
66	L13	巡方	A	不明	不明	3.3	3.5	0.6	不明	10
67	L10	巡方	A	黒色	黒	3.2	3.5	0.6	9c前	30
68	L24	巡方	A	不明	不明	3.3	3.5	0.6	不明	20
69	L21	巡方	--	半透明白色	白	3.5	3.5	0.7	9c前	31
70	L22	巡方	B	半透明、やや淡緑かかる白色	白	(3.1)	(1.4)	0.7	9c後	5
71	L23	巡方	--	白色	白	(2.1)	3.6	0.7	9c前	37
72	L22	巡方	B	黒色	黒	(2.3)	3.6	0.8	9c後	5
73	L22	巡方	--	淡灰色に黒色の脈と斑紋	その他	(2.5)	(3.6)	0.5	9c後	5
74	R10	巡方	--	淡緑に白色脈と小黒斑	淡緑	(3.0)	(2.2)	0.7	10c前	35
75	L03	巡方	--	失透した灰白色	白	(1.4)	3.9	0.8	不明	未報告

表15 平安京出土石製鎧具一覧（製品－2）

No	遺跡No	種類	垂孔	色調	色系統	幅	長	厚み	時期	文献No
76	L23	巡方	--	淡緑灰色に灰色の脈と小白斑	淡緑	(1.6)	4.1	0.8	9c前	37
77	L12	巡方	--	暗緑色に黒色の脈	暗緑	(2.1)	(3.2)	0.8	不明	11
78	R01	巡方	B	白色の地に黒斑	白+黒斑	3.4	3.8	0.9	10c前	37
79	L17	巡方	A	淡緑灰色斑状	淡緑	3.6	4.0	0.6	9c前	13
80	R11	巡方	--	白色に黒色の斑状結晶	白+黒斑	3.7	3.9	0.6	9c前	21
81	R11	巡方	--	白色に黒色の斑状結晶	白+黒斑	3.6	3.9	0.7	9c前	21
82	L22	巡方	--	白色の地に結晶質の黒斑	白+黒斑	3.7	3.9	0.8	9c後	5
83	L06	巡方	--	白色に黒斑	白+黒斑	(2.4)	(2.8)	0.6	不明	未報告
84	R12	巡方	A	淡緑色に緑灰色の脈	淡緑	(2.7)	(2.7)	0.5	9c前	24
85	L19	巡方	--	灰白色に淡緑灰色の脈と小黒斑	淡緑	(3.0)	4.0	0.6	不明	24
86	L18	巡方	--	不明	不明	3.7	4.0	0.7	不明	24
87	L04	巡方	--	不明	不明	3.9	4.3	0.7	不明	未報告
88	L03	巡方	--	透明感のある暗いオリーブグリーン	暗緑	(2.9)	(2.4)	0.8	不明	6
89	R10	巡方	--	灰から明灰色の地に黒色の脈と小黒斑	その他	(2.5)	(3.6)	0.7	10c前	35
90	L22	巡方	--	淡緑灰色に白色の脈	淡緑	(2.6)	4.2	0.6	9c後	5
91	R18	巡方	--	青灰色	その他	3.7	4.0	0.8	9c後	24
92	Q02	巡方	--	暗緑色	暗緑	(3.2)	(2.1)	0.6	9c前	17
93	L22	巡方	--	黒色	黒	4.0	4.2	0.8	9c後	5
94	X04	巡方	--	淡緑灰色に白色の脈	淡緑	4.0	4.2	0.6	不明	30
95	R20	巡方	--	透明感のない黒色	黒	4.0	4.2	0.7	9c前	25
96	L22	巡方	--	黒色	黒	(2.3)	(3.8)	0.8	9c後	5
97	R04	巡方	--	淡緑灰色に明黄緑灰色の脈、微細な黒斑	淡緑	4.2	4.3	0.6	9c前	未報告
98	L01	巡方	--	黒色	黒	4.2	4.4	0.7	不明	35
99	L22	巡方	--	淡緑灰色に白色の脈	淡緑	(3.7)	4.0	0.8	9c後	5
100	L22	巡方	--	半透明白色	白	(1.9)	3.7	0.8	9c後	5
101	L02	巡方	B	緑色	暗緑	3.8	4.0	0.6	10c後	19
102	L16	不明	--	淡黄緑色に暗力の斑と脈	淡緑	(1.5)	(2.3)	0.5	9c後	未報告
103	R31	不明	--	わずかに灰味を帯びた乳白色	白	(1.5)	(1.6)	0.7	不明	21
104	R27	鉈尾	--	淡緑灰色に白色の脈	淡緑	(1.9)	(3.2)	0.6	9c前	14
105	R01	鉈尾	--	淡緑灰色と灰白色の縞状	淡緑	3.6	(2.7)	0.5	不明	37
106	R08	鉈尾	--	淡緑灰色斑状	淡緑	3.6	5.6	0.5	10c後	21
107	R14	鉈尾	--	半透明乳白色、斜方に暗灰色の縞	その他	4.1	5.1	0.8	9c後	23
108	R03	鉈尾	--	淡緑灰色小白斑	淡緑	(2.3)	(3.7)	0.6	不明	6
109	L05	鉈尾	--	不明	不明	4.0	5.4	0.8	9c前	37
110	L04	鉈尾	--	青灰色	その他	4.5	(5.8)	0.8	不明	未報告
111	R10	鉈尾	--	黒色	黒	(3.8)	(5.3)	0.9	10c前	35
112	L22	鉈尾	--	黒色	黒	4.5	7.8	0.8	9c後	5
113	L16	鉈尾	--	かすかな緑灰半透明の地に淡緑灰透明の脈	白	4.5	7.9	0.8	9c後	未報告
114	R09	鉈尾	--	記載無し	不明	3.6	5.0	0.6	10c前	33

表16 平安京出土石製鎧具一覧（未製品石材－1）

No	遺跡No	区分	色調	色系統	幅	長	厚み	時期	文献No
125	L16	E2	淡緑灰色に暗緑色の脈	淡緑	15.1	11.3	11.2	9c後	未報告
126	L16	E2	半透明緑灰色	淡緑	4.1	8.8	3.3	9c後	未報告
127	L16	E2	褐色味を帯びた灰白色に黒斑	白+黒斑	5.3	4.5	5.1	9c後	未報告
128	L16	E2	淡緑灰色に白色脈	淡緑	4.2	5.6	7.6	9c後	未報告
129	L16	F3	淡緑灰色に暗緑色の脈	淡緑	4.1	3.0	0.7	9c後	未報告
130	L16	F3	半透明緑灰色	淡緑	2.9	6.4	1.1	9c後	未報告
131	L22	F3	白色に結晶質の黒斑	白+黒斑	5.1	5.4	1.4-2.7	9c後	5
132	L22	D1	暗緑色に淡緑灰色の脈	淡緑	5.1	5.4	1.9	9c後	5
133	L22	F5	暗緑色	暗緑	3.6	4.3	1.57	9c後	5
134	L22	F5	淡緑灰色に小黒斑	淡緑	1.8	7.0	1.7	9c後	5
135	L26	F5	白色の地に結晶質の黒斑	白+黒斑	5.0	3.2	2	9c後	5
136	L22	D1	淡緑灰色	淡緑	4.3	6.4	1.5	9c後	5
137	L22	D1	半透明黒色 エナメル光沢	黒	4.5	6.1	1.4	9c後	5
138	L22	F4	淡緑灰色	淡緑	5.9	2.2	1.38	9c後	5
139	L22	D1	象牙色地に透明感ある淡緑色、白色、暗灰色の脈	淡緑	5.7	4.8	1.16	9c後	5
140	L22	F4	淡緑灰色	淡緑	2.4	1.0	0.79	9c後	5
141	L22	F3	白色の地に結晶質の黒斑	白+黒斑	4.4	6.1	1.6-2.5	9c後	5
142	L22	F4	淡灰褐色に白色の脈	その他	3.0	3.1	0.5-0.6	9c後	5
143	L22	F4	灰褐色の地に白色半透明の脈および淡褐色の斑紋	その他	4.0	4.7	1.0-1.2	9c後	5
144	L22	F4	灰色に白色と淡緑色の脈	その他	5.2	2.7	0.84	9c後	5
145	L22	F4	淡緑灰色	淡緑	4.8	2.8	0.77	9c後	5
146	L22	F4	淡緑灰色	淡緑	3.2	2.7	0.8	9c後	5
147	L22	F4	緑灰色に明緑色の脈	淡緑	3.0	3.9	0.78	9c後	5
148	L22	F4	淡緑色、一部緑色	淡緑	4.6	2.5	0.9-1.4	9c後	5
149	L22	F4	暗緑色	暗緑	4.2	2.5	1.15	9c後	5
150	L22	F4	淡緑灰色	淡緑	2.7	2.2	0.9	9c後	5
151	L22	F4	半透明白色	白	3.5	3.5	1	9c後	5
152	L22	F4	暗緑色	暗緑	3.3	3.7	1	9c後	5
153	L22	F4	白色に結晶質の黒斑	白+黒斑	4.6	2.6	0.99	9c後	5
154	L22	F4	淡緑灰色	淡緑	2.7	2.4	0.7-1.0	9c後	5
155	L22	F4	淡緑灰色	淡緑	2.2	3.0	0.8	9c後	5

表17 平安京出土石製鎧具一覧（未製品石材－2）

No	遺跡No	区分	色調	色系統	幅	長	厚み	時期	文献No
156	L22	F4	淡緑色に白色、灰色の縞	淡緑	1.9	2.3	0.5-1.1	9c後	5
157	L22	F4	淡緑灰色	淡緑	3.2	2.7	0.6-0.7	9c後	5
158	L22	F5	淡緑灰色に緑灰色の脈	淡緑	3.0	1.7	1	9c後	5
159	L23	F4(C)	淡緑灰色に白色の脈	淡緑	4.0	2.1	0.72	不明	37
160	L21	F4(D1)	白色の地に結晶質の黒斑	白+黒斑	5.5	5.1	0.95	9c前	31
161	R02	F4	緑色に淡緑色の脈	淡緑	4.0	3.7	1	9c後	37
162	R02	F4	黒色	黒	2.5	4.5	1.6	9c後	37
163	R02	F4	黒色	黒	3.0	2.5	0.6	9c後	37
164	R02	F5	淡緑灰色に白色の脈	淡緑	3.3	2.8	0.8	9c後	37
165	L16	F3	淡緑灰色に暗緑色の脈	淡緑	3.7	4.5	1.2	9c後	未報告
166	L16	F5	淡緑灰色に暗緑色の脈	淡緑	2.7	2.2	0.6	9c後	未報告
167	L16	F4	淡緑の地に緑灰色の脈	淡緑	2.3	2.9	0.6	9c後	未報告
168	L16	F4	半透明緑灰色	淡緑	1.5	2.3	0.7	9c後	未報告
169	L16	F4	暗緑に緑脈	暗緑	3.6	3.3	1.2	9c後	未報告
170	L16	F4	暗緑に緑脈	暗緑	5.9	2.7	0.8	9c後	未報告
171	L16	F4	褐色味を帯びた灰白色に黒斑	白+黒斑	2.5	3.4	1	9c後	未報告
172	L16	F4	緑色に暗力の脈	淡緑	1.8	3.1	0.8	9c後	未報告
173	L16	F5	緑灰色に黄褐色の脈	淡緑	4.0	1.9	1	9c後	未報告
174	L16	F5	半透明緑灰色	淡緑	2.4	2.0	1	9c後	未報告
175	L16	F5	半透明緑灰色	淡緑	3.0	1.3	0.8	9c後	未報告
176	L16	F5	半透明緑灰色	淡緑	2.8	1.0	0.7	9c後	未報告
177	L16	F5	淡緑灰色に暗緑色の脈	淡緑	2.0	0.8	0.7	9c後	未報告
178	L16	F5	半透明緑灰色	淡緑	3.0	0.9	1	9c後	未報告
179	L16	F5	半透明緑灰色	淡緑	3.3	0.9	0.8	9c後	未報告
180	L16	F5	半透明緑灰色	淡緑	3.0	0.7	0.7	9c後	未報告
181	L16	F5	半透明緑灰色	淡緑	3.9	1.2	1.1	9c後	未報告
182	L16	F2	暗緑に緑脈	暗緑	2.1	2.4	0.6	9c後	未報告
183	L16	F1	暗緑に緑脈	暗緑	2.1	2.5	0.5	9c後	未報告
184	L16	F2	暗緑に緑脈	暗緑	1.7	2.1	0.4	9c後	未報告
185	L16	F1	暗緑に緑脈	暗緑	3.7	2.7	1.1	9c後	未報告
186	L16	F2	緑に緑灰色の脈	暗緑	3.8	2.1	0.8	9c後	未報告
187	L16	F2	暗緑に緑脈	暗緑	1.3	2.5	0.4	9c後	未報告
188	L16	F2	暗緑に緑脈	暗緑	1.4	1.5	0.6	9c後	未報告
189	L22	C	淡緑灰色小黒斑	淡緑	3.5	3.6	0.7	9c後	未報告
190	L22	C	淡緑灰色に白色および黒色の脈	淡緑	3.4	4.2	0.6	9c後	5
191	L22	C	緑色半透明	暗緑	3.7	4.0	0.6-0.7	9c後	5
192	L22	C	黒色	黒	3.4	3.8	1.1	9c後	5
193	L22	C	黒色	黒	3.8	5.7	0.7	9c後	5
194	L22	C	淡緑灰色に細い暗灰色の縞	淡緑	3.2	3.6	0.7-0.8	9c後	5
195	L22	C	灰褐色に緑灰色と白色の縞	淡緑	3.7	6.5	0.8	9c後	5
196	R21	E?	淡緑	淡緑	8.7	7.3	5.2	9c後	25
197	L21	F2	半透明乳白色	白	2.6	1.4	0.6	9c前	31
198	L16	B1	白色半透明の地に赤紫、暗紫の脈	その他	2.5	3.4	0.8	9c後	未報告
199	L22	B1	淡緑灰色に緑灰色の細い脈と小黒斑	淡緑	2.7	3.9	0.6	9c後	5
200	L22	B2	緑色に緑灰色の斑紋	暗緑	3.0	3.8	0.7	9c後	5
201	L22	B1	白色と淡緑灰色の縞	淡緑	3.5	4.4	0.8	9c後	5
202	L22	B1	暗緑色	暗緑	2.7	4.7	0.8	9c後	5
203	L22	B1	半透明淡緑色	白	2.8	4.7	1.0	9c後	5
204	L22	B1	半透明淡緑色	白	2.9	4.3	0.8	9c後	5
205	L22	B1	半透明、やや淡緑かかる白色	白	2.8	2.8	0.8	9c後	5
206	L22	B2	淡緑灰色に緑灰色の脈	淡緑	3.9	1.8	0.8	9c後	5
207	Q01	B2	淡緑灰色に暗緑色と白色の斑状結晶	淡緑	3.1	3.3	0.6	9c前	2
208	L22	B2	白色の地に結晶質の黒斑、表面はやや褐色に変色	白+黒斑	3.5	3.7	0.8	9c後	5
209	L22	B3	半透明淡青灰色に斜方向の白色斑状結晶脈	その他	4.2	4.4	0.8	9c後	5
210	L16	B1	半透明緑灰色	淡緑	2.1	0.5	0.7	9c後	未報告
211	L08	B3	淡赤褐色、白濁した半透明の縞模様	その他	2.8	3.7	0.7	不明	21
43	L22	R	黒色	黒	2.2	3.3	0.6	9c後	5
99	L22	R	淡緑灰色に白色の脈	淡緑	3.7	4.0	0.8	9c後	5
100	L22	R	半透明白色	白	1.9	3.7	0.8	9c後	5

表18 平安京出土銅製鎧具一覧

No	遺跡No	種類		特徴 その他	幅	長	高	厚み	時期	文献No
115	R29	丸鞆(山形)	有り	表面に漆残る鉢足3	1.81	2.66	0.38	0.12	不明	11
116	R26	丸鞆裏金具	有り	鉢穴3?	1.71	(2.4)	--	0.08	9c前	3
117	R16	丸鞆(山形)	有り	裏面に革の痕跡 垂孔(1.8)×0.5 鉢足3	2.47	3.03	0.35	0.23	9c前	23
118	R13	丸鞆(山形)	有り	裏金具伴う腐食激しいが黒漆残る鉢足3 総厚0.73	2.60	3.10	0.40	--	9c前	未報告
119	R16	丸鞆(山形) 裏金具	なし	117と組み合う? 鉢足の先端部が残る鉢穴3	(2.4)	(3.0)	--	0.18	9c前	23
120	R28	巡方	有り	表面に漆残る鉢足4 総厚0.76	2.50	2.73	0.40	0.11	9c中	24
121	Q02	巡方	有り	黒漆残る裏金具との間に帶革残る鉢足4 総厚0.76	2.39	2.72	0.44	--	不明	17
122	L07	巡方	有り	鉢足4	3.22	3.32	0.29	0.10	不明	15
123	R16	巡方	有り	表面黒漆塗 垂孔1.8×0.6 鉢足4	3.16	3.31	0.35	0.15	9c前	23
124	R12	鉢具	--	C字形金具の一部	(3.6)	(0.7)	--	--	9c前	24

表19 平安京鎧帶闕連遺物出土地名表

番号	遺跡名	所在地	遺物番号
Q01	平安宮左兵衛府	上京区下立壳日暮西入中村町543、546	207
Q02	平安宮中和院	上京区大宮通丸太町西入る藁屋町	92
Q03	平安宮大炊寮	上京区千本通下立壳通下ル小山町890	121
R01	右京一条三坊二町	中京区西ノ京南円町地内他	6.78.105
R02	右京一条三坊十二町	中京区円町他地内	22.161~164
R03	右京二条二坊三町	中京区西ノ京冷泉町1	108
R04	右京二条二坊十六町	中京区西ノ京南円町	97
R05	右京二条三坊一町	中京区西の京西町	50
R06	右京二条三坊九町a	中京区中京区西ノ京壺ノ内町	44
R07	右京二条三坊九町b	中京区中京区西ノ京壺ノ内町	45
R08	右京二条三坊十五町	右京区花園春日町4	106
R09	右京二条三坊十六町	中京区花園八ツ口町	114
R10	右京三条一坊十町	中京区西ノ京小倉町	18.74.89.111
R11	右京三条二坊五町	中京区西ノ京北小路町4	46.80.81
R12	右京三条二坊八町	中京区西ノ京原町97	84.124
R13	右京三条二坊十町	中京区西ノ京中合町・原町	118
R14	右京三条三坊三町	中京区西ノ京桑原町	47.107
R15	右京三条三坊四町	中京区西ノ京桑原町	8
R16	右京三条三坊五町	中京区西ノ京桑原町	117.119.123
R17	右京三条三坊十町	中京区西ノ京徳大寺町	20.57
R18	右京四条二坊六町	中京区壬生西大竹町12他	33.91
R20	右京四条二坊十三町淳和院	右京区西院巽町・淳和院町	55.95
R21	右京五条二坊九町	右京区西院三藏町17他	21.196
R22	右京五条二坊十六町	右京区西院三藏町17他	17
R23	右京六条一坊五町	下京区中堂寺南町	28.58~60
R24	右京六条一坊十一町	下京区中堂寺粟田町	19.65
R25	右京六条一坊十三町	下京区中堂寺南町	11
R26	右京六条二坊十五町	右京区西院寿町	36
R27	右京八条二坊一町 (西市外町)	下京区西七条南中野町8	116
R28	右京八条二坊二町 (西市外町)	下京区西七条石井町61	104
R29	右京八条二坊八町 (西市外町)	下京区西七条南西野町42	2.63.120
R30	右京八条三坊七町	下京区七条御所ノ内西町71-1	115
R31	右京九条一坊九町 (西寺)	南区唐橋門脇町35 (八条中学校)	5
R32	右京九条二坊四町	南区唐橋大宮尻町22	10.103
L01	左京北辺三坊一町	上京区中立壳通新町三丁町457	98
L02	左京北辺三坊五町	上京区烏丸通中立壳上る龍前町590-1	101
L03	左京北辺四坊八町	上京区京都御苑3	13.35.75.88
L04	左京一条三坊九町 (土御門内裏)	上京区烏丸通上長者町西入元淨花院町zzzz	26.87.110
L05	左京二条二坊冷然院	上京区丸太町通黒門東入ル藁屋町536-65	109
L06	左京二条四坊十町	中京区丸太町通柳馬場東入る四町目・桝屋町	37.83
L07	左京三条一坊四町	中京区西ノ京勧学院町25-4	122
L08	左京三条三坊十一町 (押小路殿)	中京区御池通烏丸西入ル竜池町	211
L09	左京三条四坊四町	中京区高倉通師小路下がる疊華院町	31
L10	左京四条一坊一町	中京区壬生朱雀町8-2 朱雀第一小学校	67
L11	左京四条一坊六町	中京区壬生坊城町	25
L12	左京四条三坊五町	中京区錦小路通室町西入ル天神山町287	77
L13	左京四条三坊十三町	下京区四条通烏丸東入る長刀鋒町8,19	66
L14	左京五条二坊二町	下京区綾小路通猪熊西入る丸屋町	56
L15	左京六条一坊一町	下京区中堂寺命婦町地内	39
L16	左京六条三坊八町	京都市下京区新町通松原下ル富永町110-1他	1.15.38.53.54.102.113.125~130.165~188.198.210
L17	左京七条一坊十三町	下京区北小路通大宮西入る御器屋町 平安学園	79
L18	左京八条二坊十町	下京区油小路木津屋橋下ル北不動堂町521-1	86
L19	左京八条二坊十六町	下京区油小路下魚ノ棚下ル油小路町293	12.85
L20	左京八条三坊二町	下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町608	3.14.48.49
L21	左京八条三坊六町	下京区烏丸通塩小路下がる	27.52.69.160.197
L22	左京八条三坊七町	下京区塩小路通新町東入ル東塩小路町579-10	4.9.16.23.24.29.34.40~43.51 64.70.72.73.82.90.93.96.99 100.112.131~134.136~158 189~195.199~206.208.209
L23	左京八条三坊七町	下京区東塩小路町	71.76.159
L24	左京八条三坊七町	下京区東塩小路町	68
L25	左京八条三坊十一町	下京区烏丸通塩小路下がる	30
L26	左京九条二坊十三町	南区西九条春日町19	135
L27	左京九条四坊六町	南区西九条山王町	61
X01	北野遺跡	北区平野宮本町19-6 衣笠小学校	32
X02	北野廢寺a	北区北野上白梅町67	62
X03	北野廢寺b	北区北野上白梅町8	7
X04	史跡名勝嵐山	右京区嵯峨天竜寺芒ノ馬場町3-25	94